

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 7 ) ( 17.1 定 )			
日 時	平成 17 年 3 月 16 日 ( 水 )	開 議	午後 2 時 0 0 分
		閉 会	午後 7 時 0 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	見楚谷委員長、北野副委員長、山田・横田・上野・大畠・ 佐々木(茂)・井川・武井・新谷・斉藤(陽)・秋山 各委員		
説明員	市長、教育委員会委員長、助役、収入役、教育長、水道局長、 総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、 小樽病院事務局長、保健所長、消防長、建設部参事 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、新谷委員、秋山委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせします。

大橋委員が上野委員に、森井委員が大畠委員に、吹田委員が山田委員に、佐藤委員が秋山委員に交代をしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、市民クラブ、れいめいの会といたします。

自民党。

---

佐々木（茂）委員

ペイオフについて

早速質問をさせていただきます。

平成17年4月1日よりいわゆるペイオフが全面解禁となります。そこで、本市の対応に関連して何点が伺います。まず、本市のキャッシュフローについて伺います。

本市の財政は、平成16年度で19億円の赤字予算を編成しており、単年度の支払資金を確保できない状況にあり、たいへん厳しい財政状況であります。ただ、これは年度を通してのことです。民間企業であれば、日々のキャッシュフローが心配となり、さしずめ経理課長、本市では会計課長が財政課長だと思うのですけれども、金策に駆け回っているのではないのでしょうか。本市の場合、日々の資金繰りはどうしているのか、概要を示してください。

（財政）財政課長

小樽市に限らず、地方公共団体の歳入は自主財源である市税と依存財源である交付税とか国や道の支出金、さらには借入れである市債がメインでございます。これらの財源が小樽市の真の収入となって納付されるのは、市税については各納期ごとに納付されますし、地方交付税については普通交付税は年に4回、特別交付税は年に2回納付されます。また、国や道の支出金は事業が終了後に入るのが常でありまして、市債については年度末に入るのが普通でございます。一方、歳出の方は事業が終わるごと、例えば工事であれば工事が完了したら支払いますし、物品であれば物品が納入してから支払うと。そのほかに医療費などは毎月決まって支払うものという意味で、収入より歳出の方が先行して出ていくこととなります。当然、資金が足りなくなります。この資金は、小樽市の場合には非常に大きな額になるのですが、金融機関から調達していると。その規模はだいたい15年度の平均で言えば、100億円から110億円、1年間押しなべて、そういう意味では40兆円のお金を借りているような形になります。

それで、一時借入をしているわけですが、これにも金利がかかりますし、毎日が100億円という規模ですから、少しでも安く借りるという意味で、各金融機関にレートを問い合わせをして、一番安いところから調達すると。そういうことをやっております。

佐々木（茂）委員

次に、ただいまの質問とは逆になりますけれども、手持ち資金の運用について伺います。財源対策基金はほぼ底をついているとのことですが、それでも、そのほかに特定目的の資金基金があると伺っております。その残高はいかほどになるのか。またその運用はどうしているのか、示してください。

（ 財政 ） 契約管財課長

平成17年2月末現在の基金の総額は約31億5,900万円であり、その内訳は減債基金と財政調整基金が取り崩し前です。ありますので約4億6,100万円、その他特定目的基金が26億9,800万円となっております。

運用の内訳といたしましては、約12億8,000万円を歳計現金へ繰替え運用し、4億円を一般会計に長期貸付けしております。その他の約14億7,900万円は市中銀行へ預金という形で運用しております。また、この預金につきましては、従前は定期預金で運用しておりましたが、平成14年度からペイオフの対策としまして、普通預金に変更しております。

佐々木（茂）委員

資金を借り入れて、そして一方では手持ち資金を運用する。市の規模になると、たいへん大きな額となることわかりました。

そこで本題であります。平成17年4月1日から経営破たん金融機関の預金の払戻保証を元本1,000万円とその利子までとする措置、いわゆるペイオフが全面解禁となります。そこで、先ほど聞きましたように、本市の金融機関との取引は億単位、ときには数十億円の規模となり、このペイオフに対する対応は市民の財産である公金を守るために重要となります。本市では間近に迫ったペイオフについて、どのような対策をとっていく方針なのか示してください。

（ 財政 ） 財政課長

今おっしゃるように金融機関に預けているお金というのは、大変な金額になります。まず最初に、金融機関に預けている公金の種類でございますが、ただいまご質問にありました歳入歳出現金、それに基金、そのほかに私どもの職員が納める共済費などは歳入歳出外現金として収入役がお預かりしております。そのほかに、今はありませんが制度融資に係る預託金、これも公金として金融機関に預けております。

現在、本市では先ほど契約管財課長も言いましたが、ペイオフ対策として普通預金を利用しておりますが、この普通預金も4月1日からは保護の対象にはなりません。それで、今考えておりますのは、歳計現金や歳計歳出外現金は流動的で日々の変動も大きいものですから、これを決済用預金、これは利息はかからないのですが、そのかわり全額保護になるというものにしようとしております。また、制度融資に係る預託金も金融機関の利用状況によって変わるものですが、これも当面は決済用預金にしよう。ただ、基金につきましては、本来基金は運用利息で増やしたり事業に充てたりするものですから、少しでも預金利子を取りたいということで、定期預金を考えております。これは定期預金は保護されるものではございませんが、一方私ども市債をたくさん借りておりますので、金融機関の市債とその定期預金が相殺措置というのがありますので、その範囲内で運用したいと思っております。

佐々木（茂）委員

今日は収入役がおられますので、ぜひ伺いたいのですが、金融機関と本市の関係はペイオフの前と後で変化せざるをえないのかと考えますが、この点どのような見解をお持ちなのか、かつての経験も含めて示していただきたいと思っております。

収入役

地方自治体と金融機関との関係というのは、今、委員がおっしゃるように、これからかなり新しい時代に入ってくるのだらうというふうに思っております。自治体を預かる者としては、公費を守ることからいきますと、やはりそこに取引している金融機関の経営がよくない、破たんが懸念される、こういったような状況になったときには、当然ながら、その取引金融機関から資金を引き揚げるといいますが、預金を解約して別の金融機関に移すという、こういったことも必要だらうというふうには思っております。ただ、問題なのは、自治体が信用不安の起きた金融機関から預金を引き揚げたということになってくると、さらにその信用不安が加速されるということと、もう一つは万が一その金融機関が破たんということになってきたときには、自治体が引き金を引いたのではないかと

というような、こういうような見方をされることもあろうと思いますので、そういうことのないように、従来からこれはもうやっておりますけれども、それぞれの取引金融機関の信用状況、経営状況といいたし、こういったことをきっちり調べておく、把握しておくということが大事だと思いますし、それから金融機関の幹部の人たちとの日ごろからの情報交換、こういったことも大事になってくるだろうというふうに思っております。今までどちらかという、預金ということからいうと、金利の高いところにシフトするというようなことがありましたけれども、これからは利率だけでなく、金融機関の健全性であるとか、あるいは収益性であるとか、公共性であるとか、あるいはその金融機関が地域にどうかかわっているか、いろいろな観点で判断をしていかなければいけないだろうというふうに思っております。

それからもう一つは、今度は逆の話ですけれども、金融機関が地方自治体を選別するということが実際に起こってくるだろうというふうに思っております。一つには、今、地方債の発行というものが今までは許可制でやっておりましたけれども、平成18年度からは協議制ということになってまいります。金融機関にしてみると、地方債を引き受けるということについては、今まで国が保証しておりましたので、これは信用は抜群というか、特に大きな心配がないわけですけれども、今度はそれぞれの自治体が協議の中で債券を発行していくということになってくると、やはりそこには金融機関にとってみても、引き受けるに当たって、その自治体の財政状況がどうなっているのだということ、いろいろと考えるだろうというふうに思っておりますので、ですから、先ほどの預金もそうでありますけれども、これから地方自治体としてみると、本市といたしましても、今まで以上にそういった金融機関との情報交換であるとか、あるいは私どもなりにこの情報の開示をしていかなければいけないだろうというふうに思っておりますので、そんなことで公金を守るという観点から、何とか今まで以上にち密なということおかしいですけれども、進めていきたいというふうに思っております。

佐々木（茂）委員

過去の経験を踏まえて、さすがでございます。

締めくくりといたしましては、ペイオフ対策については危機感も迫っておりますので、万全を期していただいて、かつ先ほどのお答えにございましたけれども、地元金融機関との円滑な関係維持を望んで、この項の質問を終わります。

-----  
横田委員

土地開発公社の土地の現況について

最初に、これまでも他の会派の方なり、我が党も質問しておりますけれども、土地開発公社が保有している土地の現況といいたし、現在、民間に売ったり何かもしているようですので、面積と評価額について現況をお知らせ下さい。

（財政）契約管財課長

現在保有しております土地開発公社の土地の関係ですけれども、全部で7か所の土地を持っております。それで、総額としましては、土地の評価額が6億3,900万円ということになっております。面積は7件合計で4万5,567平方メートルでございます。

横田委員

6億3,900万円ですね。これで取得から5年以上たっている、あまり言葉はよくないですけれども、いわゆる塩漬けといいたし、この土地はどのようになっていますか。比率がわかれば。

（財政）契約管財課長

取得後5年以上の土地につきましては、全体の7か所のうちの5か所が5年以上たっておりまして、金額で申しますと4億900万円ほどになっております。残りの2か所が5年未満ということで、2億2,900万円というふうにな

っております。

横田委員

6 億円の 4 億円、7 割くらいですかね。それで、市が買い取る可能性というのでしょうか、そういった予定は今のところないけれども、見通しはどうでしょうか。

（財政）契約管財課長

今すぐに市が買い取るという予定の土地は、今のところない状況です。

横田委員

前に赤岩の土地を民間に売りましたよね。民間への売却等も含めて予定はないのですか。

（財政）契約管財課長

赤岩の土地につきましては、平成14年度から15年度にかけて9区画売りまして完売されたということで、15年度末で売却を終わっております。15年度につきましては、下水道ポンプ用地も売却しておりますが、16年度は売却はなかったということで、今のところすぐ民間に売却する予定というのもない状態になっています。

横田委員

財政難ということで、市以外の蘭越とか、あの辺の土地も売ったような経緯もありますので、今後、民間などに売却できる、市で使わない予定のものがあれば、処分したりということも必要でないかと思えます。これ当然利息はかかっているのですよね。

（財政）契約管財課長

利子負担につきましては、昭和50年代におきましては、銀行借入れをしております、利子負担が一部ありましたが、最近はずっと一般会計からの無利子借入れということで、今のところはほとんどの土地につきましては、利息はかかっておりません。

横田委員

わかりました。冒頭言ったように民間への売却等も考えていただきたいということです。

教育委員会に質問をいたします。

国旗・国歌の実施状況について

昨日、中学校の卒業式が開催されました、私も行ってきました。各委員も行かれた方が多いのかなと思えますが、まず国旗の掲揚率、それから国歌の斉唱率、毎回聞いて申し訳ないですけども、お願いいたします。

（教育）指導室寺澤主幹

昨日行われました中学校14校の卒業式の国旗・国歌の実施状況についてですが、国旗につきましては14校すべてにおいて、式場内に掲揚しております。また掲揚塔にも5校が掲揚しております。

国歌についてですが、14校すべてにおいて国歌斉唱が行われております。

横田委員

100パーセントということでしょうか。私、議員になったときには国歌斉唱ゼロだったので、そういうことから見ると、だいぶあれているのかなと思えますが、現実に見た感想では、国歌の斉唱は教頭先生がカセットレコーダーを自分の所に持って行って、それでそれを押してかけると、だれも立たないと。私が行ったところでは、来賓と校長と教頭だけ。

まず、なぜカセットでやるのか。ほかの学校も聞きましたら、何かそういった中学校が多かったようです。なぜ教頭のところでカセットで国歌を流すのでしょうか。

（教育）指導室長

国歌の実施にかかわっての学校での取組のありようということでございますが、それぞれの学校の状況がかなり違ってございまして、例えば放送室から体育館の放送機器を使ってということもございまして、今、委員ご指摘

のようにカセットレコーダーを使って、教頭が行ってございます。

委員ご指摘のとおり、ここ 3 年間中学校において式の中で国歌が演奏され、そして斉唱される形になってきてございますが、教員の中に一定の懸念などがありまして、そういう中で実施についてそのような対応もありますが、私どもといたしましては、この 3 年間で卒業式の中で国歌が取り扱われてきているという状況でございますので、今後その内容の充実ということで、さらに校長先生方とも相談しながら進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

横田委員

答弁になっていないというか、なぜカセットでやるかということなので、既設の放送設備施設を使うことができないからカセットを使う。なぜできないのか。ほかの先生方が協力してくれないというふうにとらえるのですが、それでよろしいですか。

（教育）指導室長

状況については、実は詳細、その部分については今把握をしてございませんので、その内容については、また私どもも把握をしてまいりたいと思いますが、ただ放送室から教頭が行っている場合、私も昨日、まいりまして、放送室から行っていただいておりますので、教員についてはじゅうぶんこの卒業式の趣旨を理解しながら、全職員を挙げて式をとり行っていくということが大切だと思っておりますので、そのような方向で今後とも校長先生にもねばり強く指導していただきたいというふうに考えております。

横田委員

もちろん反対の議論があることも承知してはいますし、先生方が全て協力されない状況であることも承知してはいます。整理させてもらいますと、学習指導要領に入学式、卒業式の国旗掲揚、国歌斉唱については、どう書かれていますか。

（教育）指導室寺澤主幹

入学式、卒業式において、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するものと書かれております。

横田委員

その一応のルールですね。これの、学習指導要領に関しての法的拘束力に関する最高裁の判例があると思いますが、簡単でいいですから、どういうふうになっていますか。その文言どおりでなくて構いません。主旨だけ教えてください。

（教育）指導室長

学習指導要領に法規の性格を有するものでございまして、教育の機会均等を保障する観点から行われている内容でございますので、当然これについては各学校においては、学習指導に基づいて指導を行うというふうになってございます。

横田委員

法的拘束力はあるのですよね。そういうふうに理解をしています。

先ほど言ったように、反対されている方がたくさんおられるのも承知しております。しかし、今、言ったように、法的拘束力があるちゃんとしたルールなのですよね。ルールをちゃんと何回も何回も言っていますけれども、ルールどおりやりなさいというのが私は強制ではないと思うのです。ルールにのっとってやってくださいということですから。そのルールが嫌ならというか、自分たちの意にそぐわないルールであれば、それはちゃんと正規の手続きをとって解決すべきだということを前々から申し上げておりますので、ひとつ私が昨日見た限りでは、ちゃんとした卒業式ではなかったというような気がします。出られたほかの委員の違う学校でもそういう意見がございました。

小学校の卒業式がこれからございますので、その辺をしっかりと指導されるというか、お願いしたいのですが、さっき言ったように、カセットでやる、あるいは何か、学校の旗で国旗を囲ってしまっ見えなくしたりとか、何

かそんなところもあったようですし、それから校長式辞、教育委員会来賓のあいさつのときのマイクの音量は非常に小さくて、その後の P T A 会長のときにははっきりと聞こえる。だれかがボリュームをもちろん操作をしているのですけれども、そんなことを故意にやったとは私は思いたくもありませんし、ではないかと思えますけれども、これを先生方がもしやったとしたら、最高学府の教育を受けられた方たちのとる態度ではないと思えます。違うと思えますけれども。

それで、この項の最後に、教育長に、校長の経験もされているので、学校現場で卒業式、入学式のこういったことに関して、具体的にどのような討議というか、議論といいたいでしょうか、先生方はどのようにおっしゃっていて、反対だと言っているのか、この辺をご経験でけっこうですので、堺小の場合、教えていただきたいと思えます。

教育長

国旗・国歌の掲揚・斉唱につきましては、校長としては学習指導要領に基づいて実施するようにと話してございますが、教師の思想信条の自由でありますとか、子どもの権利うんぬんですとか、そういう観点から反対される方もいらっしゃるようでございます。また、国旗・国歌につきましては、過去60年前のいまわしいと申しますが、そういう言い方がされていますけれども、そういう戦争があったということと結びつけて、そういう理由から望ましくないのではないかという発言もございますし、国旗・国歌の制定を国でしたときに、そのときの国の方の考え方として、強制するほどでないという話があったと思えます。文部省はそれを踏まえまして、学習指導要領で法的な拘束力があるという話はしてございますが、国レベルのそういう話もしてございまして、それで一部反対されている方もおります。

ただ、校長としてはやはり小中学校においては、何度も言いますが、学習指導要領というものがございまして、それに基づきまして実施させていただくということで、最終的に学校長の判断で国歌斉唱、国旗掲揚をしているというような現状でございます。

横田委員

もろもろわかりますので、あれなのですけれども、先ほどから言っているように反対されるのはもちろんこれは我々がどうこう言うことではないので、それはよろしいのですけれども、制度としてしっかりあることをちゃんとやってくれという話ですから、ちょっと違うのではないのかなと。反対される方の言い分としては違うのではないかなという気がします。これ以上やってもまた同じ回答になるので、小学校をよろしく願いますということで、終わります。

市長部局と教育委員会の所管について

次に、一般質問で尋ねました生涯学習とか、スポーツあるいは文化とか、そういった教育委員会の現在所管しているもので市長部局でやった方がいいのではないかとこのものがあるのではないかとこの質問をしましたところ、教育委員会の方の答弁は、時代の変化とともに教育委員会の在り方も見直されており、指摘されている問題点についても可能な限り改善を図っていかねばならないという話でした。文化・芸術スポーツなどの市長部局への移管については、市民と直接かかわり合いが非常に深いので、その市長部局への移管も検討しなければならないということなのですが、中教審の行方を見守りながらということになっておりますが、何かこれについて具体的に検討とかそういうことはされたことがあるのですか。

教育部品田次長

ただいまの件の具体的な検討でございますけれども、これは部会の方のまとめが今年の 1 月に出てございます。権限の分担の弾力化というようなことでございまして、検討につきましては、今後に向けてということで考えているところでございます。

横田委員

まだ検討していないということですが、現実に全国の各自治体でスポーツ部門を市長部局に移したとか、

それから文化財関係を移したとかということもあるのです。

それで、聞きたいのは、もしやるとしたら、例えば道教委の承認があるとか、それから文部科学省の承認があるとか、そういうことになるのでしょうか。これは市長部局、組織ということですので。

（総務）企画政策室長

我々もあまり詳しくは承知してございませんけれども、若干ホームページ等で他都市の状況を調べてございます。その中では、事務委任とか事務委託という手法の中で、道内でも札幌市であるとか、千歳市で、生涯学習の一部を市長部局が担っているところもあるということは承知しております。

横田委員

市長部局からの答えの中に、全国市長会の意見といいましょうか、主張といいましょうか、そういうのがあるのですが、それによりますと、全国市長会は文部科学省に対して市町村長は市町村行政全体を統括する立場にあるのだと。市町村行政の総合的な運営に当たっている。今言ったようなそのような分野については、市町村長の所管とすることが適当であると言い切っているのです。これは学校と家庭、地域の一体的な取組を各種の地域団体等の協力を得ながら促進する上でも望ましいという全国市長会の文部科学省に対する意見なのですが、これについてはどういうふうに考えていますか。

（総務）企画政策室長

ただいま委員の方からお話ございましたのは、平成13年度に全国市長会から文部科学省の方に要望した部分でございますが、これはやはり生涯学習そのものが教育の政治的中立ということからどうなのかという部分で、いろいろと議論されて、多方面から考えた中では総合的に生涯学習を進める方が望ましいのではないかという観点で、このような意見が出されたというふうに認識してございます。

横田委員

そのとおりだと思うのです。市長会が文部科学省にこういうふうにしたいのだけどもという主張なのでしょいかね。私も詳しくはわからないのですけれども、自治体の意見というか、自治体の裁量でそういった文部科学省から直接おりてくる、所管している事項を市長部局に移しますということは、どこの許可とか認可とかそんなものは要らないでできるしくみになっているのですか。これは、私もちょっとわからないのですけれども。

（教育）教育部長

今、私ども教育委員会で所管している事務、これは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という中で、教育委員会の職務権限ということで23条の中に19項目載っております。これはご存じのとおりだと思います。その中で、教育全般にわたる、今のお話にありました生涯学習、文化・スポーツ、これについても現在法律に基づいて教育委員会が所管して管理して執行をするというような形になっているわけです。ですから、そういう現在の法律体系の枠の中で、今お話がありましたとおり、中教審が今年の1月に部会のまとめを出されました。それとの関連性が今後どうなるかという問題を私どもは注目しているわけでございます。この中にありまして、私ども教育に関する事務は、どの分野であろうとまず政治的中立性が確保されなければならないというふうに考えているわけでございますが、そういった中で、国の中教審が今年の秋に、現在の法律とそれから市長部局との連携を図る中で、この辺の弾力性、どういうふうに図っていくのかなど、この辺がまだ見えない部分が確かにあるかと思えます。そういった点で本年は注目して推移を見守っていきたいと、このように考えております。

横田委員

わかるのですけれども、なぜ私がそういったものを市長部局に移した方がいいのではないかとやっているのは、一般質問でも申し上げましたけれども、教育委員会が所管する事務というのは非常に広範囲すぎるのではないかと思うのです。それで、できるものを徐々に教育委員会から離して行って、教育委員会は本当に学校教育に専念すると。今まさに問題もいろいろあるわけですから、そういうことも含めて、学校教育に専念できるような体制づくり



の方が望ましいのではないかとこのころが落としどころなのですが、これについてはどういうふうを考えていますか。今の所管事務が多すぎるのではないかとこの意見も含めて。

教育長

歴史をさかのぼりますと、生涯教育というのが出てきました。それは行政の立場として生涯教育というふうになるのですが、それが出てきて、北海道におきますと、ほとんどの市町村が教育委員会で学校教育と社会教育を担って今までどおりやってきてずっと流れてきたのですが、平成 8 年から平成 9 年にかけて、道内の例えば釧路とか、特に釧路管内の幾つかの町では、これはいわゆる首長部局が仕切った方がいいのではないかとこのことで、市役所と教育委員会の組織を再編してやったのですが、5 年くらいたちましたら、やはりそれではいろいろな面で円滑に行かないということで、特に釧路においてはまた元に戻したという経過がございます。

北海道の場合には、生涯学習というのは教育委員会に戻っているのが圧倒的に多いようです。そういう実態を踏まえまして、今回、中央教育審議会、また、過去に振り返って、これはという思いでそういうような方針を出したというふうに承知してございます。ですので、我々といたしましても、今の段階ではあくまでも教育委員会で担ってやるべきものというふうな認識はしてございますが、秋の最終的なまとめを踏まえながら、また市長部局と話し合いをしていかなければならないものというふうに考えております。

横田委員

わかりました。ひとつ検討いただきながら、学校教育に専念するという部分でしっかりやっていただきたいのですが、関連というか、今出ていた中教審の答申で、首長と教育委員会との連携という項目がございます。当然目を通してはいると思いますが、そこでも同じようなことを、文化・スポーツ・生涯学習については教育委員会のみならず自治体全体としての取組が必要であるというのをここにもうたっておりますので、しっかりとこの辺も考えていただきたいと。

その中にひとつ、首長と教育委員会の連携が非常に必要なもので、政治的中立性を含めて先ほどから言われておりますけれども、教育委員と首長との協議会を定期的開催したらどうかとか、それからそういうことによって首長と教育委員の意思疎通を図る。それから、首長、市長が学校を訪問したり、それから小中学校の校長の研修会等に参加して、直接校長先生たちと議論をしたりと、こういった機会を設けることも重要であるという答申がでております。

最後ですけれども、市長にこの教育委員会との、堅い政治的中立性というのはわかっておりますので、今言ったようなもうちょっと教育委員会と首長との連携について、何かお考えございましたらよろしく願いいたします。

市長

今、中教審でいろいろ議論されておりますけれども、私も社会教育部長と学校教育部長をやった立場として、社会教育部長をやった、これは教育委員会の業務だというふうにも思ったこともあります。ですから、これからはもっと連携といいますか、仕事の中身によっては市長部局がやった方がうまくいくものもありますし、いろいろありますので、これはある程度臨機応変といいますか、柔軟に対応すべきなのかなというふうに思います。

それから、学校訪問も私も小学校も行ってきましたし、中学校も行きましたし、そういう機会を見て、いろいろな話題を持って小中学生と意見交換をしたり、それから教育委員の皆さんとは、数多くはありませんが、年に一、二回はいろいろな意見交換をしていますけれども、これからも引き続きそういう場を設けて、連携を深めていきたいと思っております。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋山委員

福祉コミュニティ都市推進事業について

福祉コミュニティ都市推進事業について伺います。

180万円の予算がついて行われようとしておりますけれども、この事業内容と180万円の使途を説明願います。

（総務）企画政策室東田主幹

ただいまご質問ございました福祉コミュニティ都市推進事業でございますけれども、まず事業の内容から話させていただきますが、先般3月5日に「高齢者が元気に暮らせるまちづくり」の講演会を実施いたしました。その中で、その講演会を受けまして参加された皆様にぜひ今後の高齢者のまちづくりを勉強していきましようという持ちかけをさせていただきました。その結果、100名にも及ぶ懇談会参加者がございまして、その方々と福祉コミュニティ都市をつくっていくたくらみといいたまいますか、そういう考え方をまとめ上げていこうというのが今回のこの事業の目的であります。

大きく言うとそういうことでございまして、中身はというと、その市民の方々がご提案をしていただけるような事業内容、特に高齢者が元気に暮らせるというそういう施策について実験的に行っていこうではないかということで、100万円のいわゆる目的を定めない事業費というのを持っております。それから、残りの80万円でございまして、以前にも答弁しましたけれども、会場を産業会館の空きスペースということで決めました。その産業会館の空きスペースの使用料であったり、消耗品等、そういうものに80万円を使っているということでございます。

秋山委員

100名ほどの参加者がいらしゃったと。どんな方々が主に集まるのでしょうか。

（総務）企画政策室東田主幹

まとめがまだ途中でございまして、小樽市内全域の20代から最高齢では80歳までの方々に幅広い年齢層の方々が。地域別に見ましても、ちょっと心配をしていたのですけれども、中心部での事業だけに真ん中に集中するのではないかと思いましたが、銭函から塩谷まで、蘭島は残念ながらありませんでしたけれども、それからお一人だけ札幌からも参加をしたいという申出があったということでございます。

秋山委員

今、高齢者の生きがいを持ちうんぬんという説明があったものですから、高齢者の方々だけ対象かと思ったら、20代からということで、画期的な事業になるのかなと思いましたが、これ漠然とこの100名の方々が集まって懇談をしながらというのでは前に進まないのではないかなと思いましたが、具体的にどのような形で進めているのですか。

（総務）企画政策室東田主幹

委員がおっしゃるとおり、100名も集めるというのは相当学校の先生でも難しいのかなとも思うのですけれども、今回のその懇談会はもちろん生きるというか、生活をするという観点でございますので、ジャンルは本当に四方八方何十種類もあるというふうに思います。その中で先ほど冒頭申し上げましたけれども、市民の方々がこれをすることによって自分は生きがいを持てるのではないかと、若しくはさっき言った20代の方、40代の方が65歳になったときに自分はどうやって生きがいを持っていくのがいいのかというあたりの案をいただく中で、幾つかのジャンル分けができるのではないかとというふうに想定をしています。例えば、衣食住という観点で物を考えたときに、お年を召したときに着る物はどんなものか、履く靴はどんなものかとか、食の観点で言うと、特に最近の奥様方は手づくりのものに対してなかなかすぐ入っていけないというのがございまして、そういうものを高齢者の経験・知識、そういうものをおかりして出すことによって、受ける側は一つ知識を得るし、教える側は生きがいを持つと、そういうような観点でやっっていこうとされていますので、100人を幾つかに分けて進めていきたい、そういうふうに考えております。

秋山委員

講演会に申込みをして集まったメンバーが主体になっていくのかなと思ひまして、これを100名の方は意識があるから講演会にも出てくると思うのですけれども、これのすそ野を広げていくというのも厳しいものがあるのかなと思ひますが、これに関してはどうでしょうか。

（総務）企画政策室東田主幹

まだ具体的なことは、先ほど申し上げましたが市民との協働ということで、行政が口出しするよりも皆様方がどうやってこの会を盛り上げていこうかということに焦点が移るのですけれども、ただ役所的には想定されているのは、こういう活動をどんどんPRをしていきたいと。例えば、ホームページとか広報おたるとかの紙面をうまく活用させていただいて、こんな動きをしていますということはPRをしていきたいと思っておりますし、もちろん100名の非常に多い、いわゆるスピーカーがございますので、この方々が地域に戻って、こんなことやっているのだけれども行かないかというような声かけ運動というか、そういうことにも非常に期待をしております。ですから、もちろん懇談会自体は、この100名に限っているわけではなくて、4月1日のお知らせにも載せますけれども、どなたでも参加はけっこうです。ですから、案外100名と想定したのが200名になる可能性もあるのですが、会場の都合ありますから、あまりたくさん来られても困るかなという気はしますけれども、拒みませんので。

秋山委員

今、具体的に産業会館とおっしゃっていましたが、上、下場所がありますが、皆さんの集いやすいどのような場所でしたか。

（総務）企画政策室東田主幹

産業会館の1階の、古くは名店街スーパーがあったスペースを拠点としようとしております。もちろんそこに決めた理由は、まず市内の中心部にある。さまざまなアクセスがそこに合流するというので、高齢者の場合は自家用車を運転してこられるというよりも、どちらかという公共交通機関を使ってこられるだろうと。それから、若手の方々が参加するにも、万が一企業が許せば日中の会議でも市街中心部であれば会社から近い方がいいのではないかと、そういうことを考えまして、産業会館の空きスペースを活用することになりました。

秋山委員

今の60代以降、定年を迎える方々はまだまだ若いし、持てるたくさんの力もあるかと思ひますので、どんどん活用しながら、メンバーも引き連れて、小樽が少しでも明るくなるように努力していただければありがたいという思ひで聞かせていただきました。

在宅虚弱高齢者緊急通報システムについて

次に、在宅虚弱高齢者緊急通報システムについてですけれども、1,260万円の予算がついていたということで、まずこの事業、19年以降開始予定というふうに認識したものですから、改めてこの事業内容をお知らせください。

（福祉）高齢・福祉医療課長

高齢者の緊急通報システムの内容でございますけれども、現在おおむね65歳以上のひとり暮らしの方あるいは高齢者のみの世帯の方を対象に、心臓疾患それから高血圧等の慢性疾患のために、日常生活上、常時注意を要する状態にある方で、市民税所得割非課税世帯に属する方を対象にしまして、現在は無料で緊急通報システムを設置いたしまして、サービスの提供をさせていただきますけれども、新たな制度につきましては、対象者は同様の方になりますけれども、利用される方が民間事業者の提供する同様の緊急通報システムを設置をしたいと希望される場合につきましては、加入あるいは登録のための設置費用等、初期導入時の経費として1万円を限度に補助する制度内容でございます。月額基本料や民間事業者の駆けつけなどのサービスの費用につきましては、利用者に負担いただくということで考えてございます。

秋山委員

今、説明していただきましたように、非課税世帯が対象であったという事業を、今度はこういう機器を個人が求めて、それを助成する限度を 1 万円としてというのですけれども、この機器というのは、どのくらいの種類があるのでしょうか。また、値段的にどんなものかと思いますが、いかがなものでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

今、私どもの方で考えてございますのは、NTT による「シルバーホンあんしん」と言いまして、これは今のところ初期導入費用等につきましては、機器によりまして設置費用とか若干変わりますけれども、おおむね経費がそんなにかからない。要は固定電話が既にあって、すぐ設置が可能という状況の場合と、あと配線等にけっこう経費がかかるという場合ございますので、そういった部分ではおおむね二千五、六百円ぐらいから、8,000 円ぐらいまでの範囲内で初期導入経費がかかるというものがございます。それから、もう一つはハイヤーの駆けつけサービスということで、これも初期導入につきましては 7,000 円弱、ただそれは携帯電話を一応使うことを想定していますので、携帯電話の部分については本人に購入していただくということになります。それから、セコムでやっている「ココセコム」という、これは専用端末を使う機械でございますけれども、これも初期導入は約 8,000 円以内でおさまるといって考えてございます。それから、もう一つは総合警備保障でやっている「あんしんメイト」というのがございます。これも同じく専用端末を使う形になりますけれども、これも初期導入としては 6,000 円以内でおさまるのではないかと考えております。

秋山委員

今つけるときの一番先の経費だと思うのですけれども、月々個人が負担するとなれば、どの程度におさまるのでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

いずれも若干幅がありますけれども、月額の基本料金としておおむね 1,000 円以内でおさまるといって考えてございます。

秋山委員

今までのこれは無料だったのですね。これが基本料金と自分で使ったものは自分で払うのは当たり前なのですが、いろいろな段階の生活がありますので、今後 3 年後に、今使っている方はそのまま 3 年間措置がありますけれども、それ以降になったときに、またそういう制度も考えていただける可能性というのは残っているのでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

一応今回新たに制度を導入しておりますので、今後、ニーズなり対応ということが新たに出てくる可能性もありますので、そういった意味では今後導入していく中で、その辺もいろいろと研究していきたいと思っております。

秋山委員

質問を変えます。

空き缶の回収箱の設置責任について

16 年度の第 4 回定例会で一般質問した中で、自動販売機のジュース缶の容器の取扱いについてのことを聞きました。そのときの質問では、公共施設には回収箱を設置してあるけれども、市道とかバス停の前にあるものには全然回収箱は設置されていないけれども、この責任分野はどこだというような感じで聞きましたら、これは知事、道なのだということで、小樽市には責任がないような答弁の内容だったのですけれども、現状はどうなのでしょう。再度尋ねたいと思います。

（環境）管理課長

昨年の 4 定でご質問をいただきまして、その中の経過を説明いたしますと、北海道の空き缶等の散乱防止に関す

る条例というものができまして、罰則等が平成16年 4 月 1 日から施行されたのですけれども、この条例の中で自動販売機の設置者は容器回収を備えなさいと。その周りの清掃もしなさいということで、その条例の中で努力規定として義務づけられているという状態で、その努力規定なのですけれども、それはあくまでも北海道の条例なものですから、その指導とか助言は北海道知事が行うということですので、そういう答弁をさせていただきました。ただ、空き缶とかそれらが、例えば道路とか、ないしはバス停等に捨てられていると。そういう状況は道条例でもってやってくださいというわけに当然いかないわけですから、小樽市でその部分は啓発を当然していかねばならないだろうと。そういう中で、小樽市としては広報誌ないしはホームページ等で、この部分の啓発に努めるともに、散乱防止に関しましては、例えば今なのですけれども、ここの本庁と別館の渡り廊下のところに、散乱防止に関する呼びかけといいますか、ポスター展をやっています、そういうことを通しながら、この部分につきまして呼びかけていきたいというふうに考えてございます。

秋山委員

確かに、呼びかけるとか、最終的には買った人のモラルに係ることかと思えますけれども、現状正直言って、そこで飲んで自分で容器は持ち帰って自分のうちで処分するというのなら、本当にベストだとわかるのですけれども、そうはいかないというのが現実で、まじめに捨ててある缶を拾って、そういうものを片づけるのは志のある方々に係っているという状況なのです。そういう中であって今回ごみの有料化。まじめにボランティアをして、自分で、確かに市でも希望者があれば袋を差し上げますと言うのですけれども、やはりこの自動販売機を設置している人にもある程度責任を負わせるというしくみにまではいかどうかはわかりませんが、要請するというのも大事ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（環境）管理課長

おっしゃられることはごもつともな部分は当然でございます。ただ、事業者の方から言いますと、ほかから来て、逆にその容器の中に違うものが入られるとか、そういう苦情も懇談会ないし、事業者と懇談会をやるときにもけっこう出てきたという状況がございます。ただ、いずれにしましても、事業者の方に努力していただくということ、それはやりなさいというわけには当然いかないわけですから、その部分のご理解をいただきながら、先ほど言ったようにその部分は広報誌とかホームページ等を通じた中で訴えていきたいというふうに私どもは考えてはおります。

秋山委員

努力していただきたいと思いますが、現状バス停等や、自動販売機の周りはずっと汚れているというのが実態です。そういうことだけ認識していただいて、また次の手を考えていただければと思います。

ごみの収集について

関連しまして、ごみの有料化に伴いまして、袋を買って 4 月 1 日から出すというときに、持っていかないというのは、指定ごみ袋に入れていないものは持っていかないということでもよろしいでしょうか。

（環境）工藤副参事

ごみは有料の袋に入れてくださいということですので、有料袋でないものについては、これはルール違反ですからということでシールを張って、パッカー車ではその場では積み込まないということにしております。

秋山委員

ルールはそのとおりかと思えます。協力員というのは、ステーションだけを監視するというわけではないのだろうけれども、責任を持つのか。個別収集という区域もありますね。あと、個別収集の中には集団住宅みたいなアパートとかがあるという場合に、置いていかれるとその後だれがこれを責任管理するかという部分がきちんと定まっていなくて多い状況かと思えますが、その置いていったごみはどのくらいで回収をするのですか。現状であれば、もしも月曜日が回収日であれば木曜日まではそのまま残っておりまして、次の週ぐらいにしか持っ

ていかないというのが現状なのですが、今後はどのような形でなれるまで行ってくれるのかということを探りたいのですが。

（環境）工藤副参事

パッカー車がルール違反ですということでシールを張ったものにつきましては、当日若しくは次の日あたりまで、これはごみの市内全体のそういう不適正なルール違反のごみの量によりますけれども、それについては順次中身を調べまして、わかるものについては個別に指導していくと。どうしてもわからないものについては、調査中なりなんなりと表示しまして、現在は標準というのは別にないのですけれども、その地域の実情によりますけれども、次回収集日というふうにとっています。ですから、月曜日であれば木曜日、火曜日であれば金曜日、それから燃やさないごみについては 1 週間に一遍ですので、1 週間くらいということにしておりますけれども、これもルールやマナー、その他の状況を見ながら対応をしていくということになります。

しかしながら、今までのようにそれを 3 日なり 4 日、あるいは 1 週間ステーションに置いておくということになりますと、今度は資源物がどんどん来ます。したがって、土日はあきますけれども、2 週間に一遍程度しかごみステーションがあきませんので、逆に混乱しますので、できるだけ早い対応といたしますが、わからないものについては最終的に市の方の責任でステーションから引き揚げるということしております。その辺の状況につきましては、燃やすごみにつきましては、生ごみがありますのでおいといろいろな状況によりますので、それについてはできるだけ早く状況によっては撤収するといたしますが、市の責任で収集せざるをえないと、そのように考えております

秋山委員

なかなか理解を示さないという、お金でゴミ袋を 80 円であろうと幾らであろうと買って金さえ出せばいいのだろうという方々はそれを実施するかと思うのです。黄色いゴミの袋の中に、正直言って今カラスの問題も絡みますけれども、すごく利口で次からちゃんとゴミを出す方法、追っかけっこといような現状です。引っ張り出してきちんと突っついて、その中がばらばらになったものを後片づけしたときに、いろいろなものが入っているというのも現状です。だから、そういう現状から黄色い袋の中にいろいろなものが入っていても黄色い袋であれば持っていく。これをやり通す以外にないのかなという部分、これはどうなのでしょう。

（環境）工藤副参事

確かに、燃やすごみ、燃やさないごみがまざっているというのが多々あります。ですから、有料袋を買ってもらうわけですから、当初については多少色の間違い、その他というふうに判断しまして、収集しますけれども、平成 19 年になりますと、新しい焼却場になりますし、他の市町村から入ってきますので、これについては中身の分別の徹底については、今年度 1 年でなく、長期的なスパンでいろいろな方法を考えまして徹底していきたいと。この 4 月からは当面はとにかく一生懸命なれてもらおうと。私どももその状況を見ながら、対応を変えていかなければならないのかなというふうに考えております。

秋山委員

最後に、私方はごみのこういうパンフレットをいただきましたけれども、転入者に対してはどのような形でお渡しするのでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

転入者に対する資料の関係についてでございますが、現在、全世帯にお配りしている資料と同じものを 4 点セットにいたしまして、転入届をした際にお渡しすることになっております。

斉藤（陽）委員

資源物の再生利用について

私の方からは、先日14日の厚生所管のところでは伺いました点の補足的な形で、資源物の処理について二、三伺いたいと思います。

まず、資源物収集運搬の部分とそれから圧縮、梱包とか、そういった中間処理というか、そういったところまでは先日伺ったのですが、本日はその後、再生物というのですか、瓶とか缶とかそういったものであれば、それがアルミ屋とか、鉄屋とかという形で有価物に変わっていくという、そういう段階を聞きたいのですけれども、まず従来から缶、瓶、その他、今回、蛍光管、筒型乾電池、スプレー缶とこの缶等、この部分については、5種類それぞれどういう生成物というか、有価物の種類になるのか。まず、種類を教えてくださいたいと思います。

（環境）廃棄物対策課長

缶等のグループの有価物の種類等についてでございますが、初めに缶につきましては、スチール缶とアルミ缶がございます。スチール缶につきましては、皆様方から排出していただいた缶をリサイクルセンターで圧縮をしまして、そしてその後市内の鉄工所といいますか、銭函にありますある工業所なのですけれども、そちらの方に持込みまして、そちらの方では建築用の資材ということで再生利用されております。

また、アルミ缶につきましては、同じくアルミ缶を再生する事業者、札幌等がございますけれども、アルミ缶からアルミ缶ということで缶 t o 缶という形でリサイクルされております。

次に、蛍光管、電球、それから筒型乾電池につきましては、留辺薬にあります野村興産の方に運ばれまして、そちらの方で鉄、アルミ等を回収し、また水銀につきましては、外に出ないように形で回収いたしまして、再度利用しております。

それから、最後にスプレー缶類につきましては、平成17年、4月から新しく資源物として収集するものでございますが、アルミとスチールがございます。前段で説明いたしましたアルミ缶とスチール缶と同じような形で流れていく予定でございます。

瓶につきましては、ビール瓶、それから一升瓶など繰り返し使える瓶につきましては、市内の瓶の容器を回収する業者に引き渡しまして、そして有価で取引しております。それから、スチール缶、アルミも有価で取引しております。それから有価で取引できない瓶、無価物の瓶ですけれども、そちらにつきましては、札幌等のリサイクル業者に引き渡しまして、道路の路盤材等に利用されております。

斉藤（陽）委員

だいたいわかりました。そして、今の有価物の方ですけれども、この収入といいますか、これは市の収入としてどういう処理をされるのですか。

（環境）廃棄物対策課長

有価物の収入の関係でございますが、平成16年度予算ベースで説明させていただきますけれども、金額の総額にいたしますと、577万6,000円という予算を計上しております。その中でアルミ缶、スチール缶におきましては、市内の業者に卸しておりますけれども、毎月見積りをいただきまして、そしてその中で契約をいたしまして、歳入に計上しております。また同じく、生き瓶、紙パックについても見積りをいただいた中で契約いたしまして、合計で577万6,000円という予算を計上しております。

斉藤（陽）委員

わかりました。それと、紙類とプラスチックというのがまた今回から資源物としてなるわけですけれども、これについても同じような形で概略でいいのですけれども、紙、新聞紙はこうですと、プラスチックはこうですと、このように説明していただきたい。

（環境）廃棄物対策課長

このたび4月から新しく資源物として収集いたします紙類とプラ類の再生利用等につきまして説明いたします。最初に紙類ですが、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装と5種類ございまして、それぞれ機械で圧





斉藤（陽）委員

プラスチックについては、まだ幾らになるかわからないということですか。

（環境）廃棄物対策課長

プラ類の関係の金額についてでございますけれども、業者からいろいろな形で見積り等をいただいた中、ある程度把握をしておりますけれども、今回の予算の中では特に計上はしていない状況でございます。若干の予算を計上することもよかったのかもしれないですけれども、現段階ではまだ確定されないといいますが、市況等の左右がありますので、確定できないという中では予算を上げていないというところでございます。

斉藤（陽）委員

今年はまだやっていないと。これからやることなのでわからないけれども、来年に向かっては今年の実績を見て、きちんと予算化していくということで理解してよろしいですか。

（環境）廃棄物対策課長

プラ類の関係でございますけれども、有価物でございますので、恐らく見積り等をいただいた中できちんと歳入として計上できる形に流れるというふうに思っておりますので、現今年度の予算の中では特に含めておりませんけれども、17年度中の予算に含まれた形で立ち上がっていくものと思っております。

斉藤（陽）委員

しつこいようですが、今予算には載っていないけれども、きちんと売払いをして歳入として収入になったものについては収入として処理して、来年度の実績という形で来年からは予算化していくというふうな理解でよろしいのですか。

（環境）廃棄物対策課長

はい、そのとおりでございます。

斉藤（陽）委員

最後なのですが、こういったものというのは、市民が一生懸命ごみの減量に努力する。そして、これは資源物だということで分別をした成果といいますが、努力の結果なわけですから、こういうふうになり払われて市の収入になりましたとか、こういうものになって活用されていますとかということを中心に市民周知といいますが、啓発をしてみたり、結果報告みたいなものを広報で知らせたりというような、そういった形が必要なのではないかというふうに思うのですが、そういう考えはありますか。

（環境）廃棄物対策課長

資源物の量等の成果等のお知らせについてでございますけれども、当然4月から家庭ごみの有料化、そして資源物の拡大ということで、かなり市民にとっても激変するごみの出し方だと思います。そういう中では、ごみの量等が相当減りますし、それに合わせて資源物の量もかなり増えるということで、市としてはその成果、市民の皆様方の努力といいますが、協力に対してはきちんと広報等を通じてお知らせしていきたいというふうに思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
武井委員

まず、教育委員会に尋ねます。

学校週5日制について

代表質問の中でも週5日制に関して尋ねました。答弁をいただいた中に、週5日制の実施にかかわって、基礎や基本の確実な定着はもとより確かな学力の向上に向け、積極的に取り組んでいきたいという答弁をちょうだいしました。ところが、この言葉は褒めていいものか悪いものかわかりませんが、確かな学力の向上に向け、積極的に、

もう少し具体的に親切に答弁してください。

（教育）指導室寺澤主幹

確かな学力の向上についての具体的な取組についてでございますが、基礎・基本の確実な定着とは、単なる機械的な反復によって知識や技能を身につけるだけではなくて、子ども一人一人の興味・関心に応じた納得のいく学習を通して獲得される、将来に生きて働く資質や能力を意味するものと考えております。そのためには、指導内容、指導方法、評価の工夫などが必要となってきます。

それで、具体的な方策として3点話させていただきますが、一つ目がティーム・ティーチングの取組の充実でございます。現在みずから学びみずから考える力の育成など、生きる力をはぐくむために一斉授業に加えて個別指導、グループ別指導などを導入して、教員が協力して組織的、計画的に指導を行っている学校が、現在小学校6校、中学校3校あります。来年度については、小学校6校、中学校5校でこれらに取り組みで行きます。その中で、指導方法の工夫改善にかかわって研修会を実施しておりますし、授業交流会も実施しております。その中で、指導方法の工夫改善についてさらに充実を図っていききたいと考えております。

2点目として、楽しいわかる授業の充実と体験的な学習の推進を考えております。楽しくわかる授業の充実ということで、例えば繰り返し指導、子どもたちが例えば国語の時間、伝え合う力とかを学習するわけなのですが、同じ内容でもまず対象が隣の子どもということで、隣の人にうまく伝わるようにどのように話したらいいかとかということを学習します。では、ちょっと対象を大きくして、グループの中の人に伝えるのはどうしたらいいのか。また学級全体の中に伝えるのはどうしたらいいのか。それでは、大人の人に伝えるのはどういうふうにか考えるのか。さらには外国の方に伝えるのはどうしたいのかとか、このように状況や対象を変えることによって、同じ内容でも繰り返し指導することが可能ですし、状況を変えることによって子どもたちが興味・関心を高めながら学ぶこともできます。また、体験的な学習の推進ということで、指導計画に体験的な学習を位置づけることによって、実感を伴って学習活動をしていけると、このような充実を図っていききたいと考えております。

3点目が補足的、発展的な指導の時間の年間指導計画への位置づけでございます。これは個に応じた指導の充実ということで、理解の早い子も遅い子も学習スタイルもいろいろありますので、それらの子どもに対応するために、補足的発展的な指導の時間を年間指導計画で位置づけていききたいと考えております。また、保護者が学力低下ということでたいへん不安を感じていると思いますので、学校運営状況について、保護者懇談会又は学校だよりの機会などをとらえた説明の充実を図っていくよう各学校に指導していききたいと考えているところでございます。

武井委員

私、3番目のことを特に聞きたかったのですが、個性を伸ばすということで、こういう差があるわけですから、その人たちに「補足的な指導をしたい」と、今おっしゃられたのですけれども、これらはどうなのでしょう。時間的にはどのぐらいのことを考えていますか。

（教育）指導室寺澤主幹

それぞれの単元によって違いますけれども、いわゆるゆとり教育と言われておまして、教える内容も従前より減らし、基礎・基本を確実に定着させるということで繰り返し指導のできる時間を確保されておりますので、3時間から5時間程度はこのような補足的な指導もできるのではないかと考えております。

武井委員

この3時間、5時間というのは、1週間の中でということですか。

（教育）指導室寺澤主幹

その一つ一つの単元の中でということでございます。単元とは、一つの教材がありますね。例えば国語であれば、一つの教材を15時間かけて教えるという計画を立てます。その中で時間のことでございます。

武井委員

私も 5 日制についても言いましたように、そのところがちょっと苦しいのではと、置いてきぼりにされてしまうといいますが、これが非常に父母の中でも根強いようです。ですから、このところ、個性を伸ばすような今おっしゃったような補習時間、昔でいえば残されて勉強する時間だとは思いますが、そういう補足的なものをぜひとも力を入れながら、特に T T の指導にもよりますけれども、ぜひともこの教科を伸ばして欲しいと、そうでないところも週 5 日制があまり評判がよくないと、こういうことを申し上げておきます。

学校の警備体制について

それから次の問題は、学校の警備体制のことは私は質問の中でも述べたのですが、警備することは非常にいろいろと工夫されて行きすぎだと思われるような警備もあります。これは私も具体的に述べてあります。しかしこれに対して安全であるべき学校で生徒・児童・教職員の命が脅かされている。その安全確保のために努めていきたい、こう答弁いただいております。

私が一番ここで心配するのは、学校の卒業生対策、あまり警備をよくするのはあれなのですけれども、自分の母校に行ってくるのに相当前に卒業した人は、1 年くらい前ならわかるのですけれども、これはどこのいつと、こういうような人が来る場合、やはり自分の母校を訪ねるので、ところが、先生方もかわっている、非常に難しいと思うのです。こういうような卒業生の訪問に対する警備の進め方、在り方についていかがですか。

（教育）総務管理課長

卒業生が近況の報告や相談など、また懐かしくて元担任や学校を訪ねてくることが多いわけですが、今までどおり学校側としては氏名や会いに来た先生の名前、要件などを確認した上で、温かく迎えて排除しないような対応を今後とも続けていきたいというふうに考えてございまして、そういうことを校長会にも伝えてまいりたいと考えてございます。

武井委員

これは特に顔見知りでないというのが、またその時間が経過した人ほど懐かしくて寄りたくなると、こういうことになると思います。同級生でクラス会なんかやるときは自分の担任、昔にさかのぼってお招きしようというのはよくありますけれども、自分の母校がどういうふうに変わったのか、特にまたこういう現代のような適正配置なんかをやって、「あれ」というような場合もあるでしょうから、ぜひともこの卒業生対策、これらについては、「ああ、来てよかったな」と思われるような指導体制をしてほしいと思いますが、教育長、いかがですか。

教育長

今、担当の課長から話させていただきましたが、卒業生だから、年数がたったからと入り口でお断りと、そういう考え方は私どもはまずいのではないかなと思いますので、先ほど申しましたように、名前をきちんと述べてもらうとか、各学校でもそれぞれ入口にテーブルを置いて、学校に来るものの名前を書いてもらったり、そういうような対策をとってございまして、きちんと書いてもらった段階で学校の職員が対応して温かく学校に迎え入れるべきものは迎え入れる。それから、もし万一のことがありましたら、それなりの対応につきまして、学校に指導してまいりたいと考えてございます。

武井委員

今、名前を書かせるという、これらもよしあしがいろいろとあろうかと思えます。個人情報の保護の問題などもありますし、疑いの目を持って署名をさせたり、そんなことだったら困りますし、それをされることによって何か心外、心を害する場合がありますので、署名をとる場合もあまり機械的でなく、気の配った指導体制をして欲しいと思います。

各学校の生活指導について

次に、中学校は昨日卒業式が終わりました。これからまた小学校の卒業式があるわけですが、先日も車の事故が

テレビで放送になりましたが、中学生が 2 人亡くなっております。こういうふうには卒業の時期を迎えますと、開放感が出てきまして、心のゆるみといいですか、こういう問題が起こりやすいのです。そういうことについて、特にお金に困ったりなんかするといじめをやって金品をとるとか、こういうような問題がありますので、ぜひとも教職員に対して特段の指導をお願いしたいと、こう私はお願いの質問をいたしました。これに対して、相談しやすい雰囲気をつくりますと、こういう答弁なのです。さて、相談しやすい雰囲気、こんな抽象的で、具体的にはどんなところが相談しやすい雰囲気になるのか、教えてください。

（教育）指導室寺澤主幹

各中学校における進路指導や相談、それについての活動状況について話させていただきたいと思います。

相談活動について進路指導なのですが、主に学級活動の時間を使って行われております。特に受験にかかわっての具体的な心構え、そういうものを取り上げて、進路についての不安を取り除くよう指導に努めております。2 学期末に学級担任は保護者・担任・本人との三者面談を行って、進路選択への助言などを行うことを通して、生徒一人一人の課題などを把握しております。とりわけ、3 学期になりますと、面接にかかわる指導を生徒一人一人を対象に実施する中で、生徒の気持ちを受け止めておりますし、また休み時間とか給食の時間、また放課後など、日常的な生徒との触れ合いを通して、積極的に生徒に声をかけたり、また気になる一人一人に対して特別相談を適宜組合せるなどして指導に努めているところでございます。また、学校全体としては生徒一人一人の進路状況などについて情報交換するなどして、教科担任も含めて生徒への援助を行っております。また、卒業式、昨日ありましたが、その儀式指導では、生徒が互いに祝い励まし喜びを分かち合えることなどによって、集団や社会の一員としての連帯感を育てるとともに、新しい生活への展開の動機づけを図る指導を行っているところでございます。

武井委員

この進路への不安あるいは三者面談、それから互いに喜び合いたい内容の指導の雰囲気をつくりたいと、これはいいのですが、この進路指導もそうなのですが、子どもの中には、希望の学校に行けた子ども、いけない子ども、あるいは中には行きたくても家庭の事情で進学をあきらめなければならないような子ども、こういうような方々がいらっしやと思います。こういう生徒が先生のところにはなぜ学校に行けないのだろうと、何でうちは貧乏なので行けないのとか、いろいろ子どもなりに不安、不満の声を先生のところを持ってくる場合があると思うのですが、こういうような非常にわかりやすい本当の子ども気持ちを酌み取りやすいそういう相談に対しては、どう指導していますか。

（教育）指導室長

基本的に進路と申しますが、自分の将来を考えていくということにつきましては、中学 3 年生の段階というより、中学 1 年生の段階から考えていくような場を設けることが、やはり大事だと考えております。つまり今も委員からご指摘のとおり、将来の進路にかかわっては自分の適性、得意分野を知ること重要でございますし、また働くということであれば、世の中にどんな内容の仕事があるのかということも理解すると同時に、また経済的な状況もございまして、どのような進路にかかわって経済的な負担があるかということについては、これは保護者の皆さんにもじゅうぶんご理解をいただきながら、総合的に保護者の方と生徒が話し、そして先生も交えてということから、1 年生から 3 年生にかけて 3 年間じゅうぶん考えていくことが大事だというふうにご覧いただけます。

それから、相談につきましては、したがって 3 年生の卒業目前というところでは遅いわけございまして、早い段階からそういう場を設けていくようにしていくことが大事だと考えております。なお、そういう指導の充実ということから、各学校に平成 17 年度は進路にかかわる資料も配る予定で今取組を進めているところでございます。

武井委員

中学生の 1 年生から 3 年生、非常に、思春期のころなのですね。それで親にも相談できない。一番信頼の持てる

先生のところに行って相談すると。こういうような相談もあろうかと思います。ぜひともこういうときにこそ親身になって、あるときには兄になるや、あるときは親になり、そういうつもりで温かく雰囲気をつくってやってほしいと、私はそう思うのですが、いかがですか。

（教育）指導室長

今、委員のおっしゃるとおり、ときに親がわり、ときに兄貴がわりとかそういう形で、社会の先輩としての役割を果たしていくことが大事だと考えてございますので、各学校でもじゅうぶん先生方が協力しながらやってございますが、校長先生を通しながら、今委員ご指摘の件についてもじゅうぶん指導を重ねてまいりたいと思います。

武井委員

教育委員会に最後の問題です。

適正配置について

私は適正配置について質問をいたしました。その中で教育委員会が適正配置の説明をした中にどんな意見があったかと、こういう特徴的なことを尋ねました。これらに対して、さまざまな意見がありましたので、それらを踏まえて実施計画を作成していきたいと、こういう答弁でございました。この実施計画を策定していきたいと、皆さんの意見を尊重してやりたいというのですが、この実施計画をつくる目的は、ではいつごろそれらの意見をまとめて作るつもりなのか答えて下さい。

（教育）京谷主幹

実施計画案につきましては、現在、保護者や地域の方々の意見や要望を聞きながら、具体的に示しているプロセスの段階であります。今後さまざまな意見を踏まえまして、実施計画を7月末ころまでに教育委員会で決定してまいりたいというふうに考えております。

武井委員

7月末といえますと、もうあと何か月でしょうか。それで私の質問の中にもありましたように、あるいはそれはPTA関係者は私たちは反対するものではないのだけれども、時間が欲しいのだと。子どもの心を納得させるまでなじませるような時間が欲しいのだということをおし上げました。この今7月というともう非常に時間がありません。これらに対して、父母の方々の声を聞いて実施計画をつくりたいというのですが、父母の方々が時間が欲しいと言っているのですけれども、これは7月でじゅうぶんだと思いますか。

（教育）京谷主幹

子どもはこれまでに3回地域説明会を開催しながら、それで地域の方々といろいろお話し合いをさせていただいてございます。今後もこの地域説明会を通しまして、いろいろまた話し合いを深めていかなければならないというふうに考えてございます。時期で間に合うかというご質問ですけれども、我々は平成18年度実施に向けて、最大限努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

武井委員

私はもう少し時間が、7月という今3月も半ばを過ぎたわけですけれども、非常に時間が足りないのかなと。皆様のご意見を聞いてですよ。私も、PTA関係者の一部の人から話を聞く機会がありました。その人たちは口をそろえて時間がないと言っている訳で、その人たちはしかも来年の4月実施に向けて時間がないと、こう言っているわけなのです。ところがその実施計画をつくるには、もう7月でなければ来年の4月にできないのだと、こういうことですが、このあたりもう少しこのPTAの方々のお言葉を参酌しないと、私は実施は難しいのかなと思うのですが、自信はおありでしょうか。

教育部長

今、担当主幹から申しました。まだプロセスの段階ということで、これから新学期を迎える段階、これから入りますけれども、さらに子どもは新たな対応策を説明会の中で補充していかなければならないと、こういう流れとい

うふうになっております。そういった中で今後まださまざまなご意見があるでしょうけれども、それらを踏まえまして、我々もじゅうぶん誠意を持って対応をしながら地域説明会を進めて、今回の適正配置の実施計画案を実施計画に向けてのように、最大限努力をしていきたいと現時点ではそのように強く感じております。

武井委員

ぜひとも会話の中を通じて、円満にひとつやっていたきたいと申し上げておきます。

次に、市長に尋ねます。

石狩湾新港の港名変更について

石狩湾新港の港名変更についてです。私は前にも代表質問でこれを上げまして、市長からもご答弁をいただいています。今年に入ってから、また新聞をにぎわしていますけれども、この中身にはこの石狩湾は賛成だと。道庁も何か賛成していると。小樽市長の弁も載っておりましたが、私に代表質問で答弁したのと同じような中身の答弁が新聞にありました。内容は「ポートセールスは札幌港にしたらそんなに伸びるのか」と「私は疑問だ」という市長のコメントが載っていたのですけれども、港名変更について私はひさしを貸して母屋をとられるなどと言って前に代表質問のとき言ったのですが、市長のお考えはいかがですか。

市長

以前から港名変更の話がありますけれども、私としては港名変更する理由が見当たらないと。それよりもまだ先に解決すべき問題があるのではないかと、そういうふうに思っています。

武井委員

以前代表質問でお答えになった言葉と同様でございますので、あとは続きません。ぜひともそういう方向で進んでいただきたいと思います。

高齢者の虐待関係について

次、高齢者の虐待関係について福祉部に尋ねます。

私の質問は、高齢者の虐待に関していろいろと調査をしたかと。小樽にいったい高齢者の虐待は年間どのぐらいあるのか、調査したら結果を報告してください。こういう中に7件あるという答弁がありました。その7件の中でも、特に私が伺いたいことは、介護や世話の放棄が2件あったと、こうお答えになっていますね。介護や世話を放棄されたお年寄り、いったいあとはどこに行きどうすればいいのか。この介護や世話を放棄した人に対する市の取組、具体的にどんなのがありますか。どういう内容になっているのですか。介護の放棄、世話の放棄というのは、家族の人たちは寝たきり老人やなんか、放っておいてあるのか、その実態。どのような意見の内容なのか教えてください。

（福祉）高齢・福祉医療課長

放棄の内容でございますけれども、いわゆる要介護者への介護保険サービスを含めたじゅうぶんな介護が必要な状況であるにもかかわらず、なかなか家族の方が理解をしてその介護サービスを入れるとか、そういうことの理解が得られないということから、じゅうぶんな介護あるいはお世話を要介護者が受けていないという、そういった状況でございます。

それから、市の対応ということでございますけれども、簡単に施設に入ってもらいたいということもなかなか難しいものですから、市の対応としましては、例えば家族に当然理解を求めるといことも必要でしょうし、それと合わせて、場合によっては介護保険サービスを入れるとか、あるいは施設の入所の申込みをします。あるいは場合によっては保健師による継続的な訪問によりまして、そういった対応をいろいろな相談もありますけれども、そういった部分での対応をしていくという状況でございます。

武井委員

今の言葉を聞いていますと、小樽の2件というのは、命にかかわるような待遇といいますが、そういうような状

況ではなかったと、こういうふうに理解していいのですか。札幌ではそういう命にかかわるような事例が29件もあったという報告がされているようですが、小樽はそういうことではないというふうに理解していいでしょうか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

2件とも命にかかわるという状況ではございません。

武井委員

今後調査はぜひとも綿密にやって、今小樽はそういう介護施設に入るにも非常に待機者が大勢いるというような状況でありまして、個人ではなかなか入れないと思いますが、そういうような今のような虐待に遭って、非常に困難している方、万一命にかかわるような判断をされたときは、市の愛の手を持って行ってやってほしいと思いますが、よろしいですね。

福祉部長

委員がおっしゃるように、当然命にかかわる、そういう状況であれば、何らかの早急な対応、緊急な対応、これは当然だと思えます。そういう意味で、それぞれの関係者の連携、そしてネットワーク、こういうものが当然大事ということで、現在もやっておりますけれども、改めて今国等でいろいろな形で議員立法も考えられております。それから、厚生労働省もしくみというものを今考えてございますので、それらに合わせながら、より強化する方向で私どもも検討をしていくということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

武井委員

よろしくひとつお願いいたします。

産廃処分場の手数料の滞納における収納の対策について

次に、市の財政が厳しいのですが、それにもかかわらず、小樽市の産廃処分場の滞納額、これが非常に大きくて、最高滞納者は54万4,100円も滞納している。こういうふうに報告されているのですが、この収納対策、具体的にあら教えてください。

（環境）管理課長

産廃の処分手数料なのですけれども、確かに54万4,100円が1件ありまして、もう一件ありまして、実は2件抱えているという状態でございます。そういう中で、1件につきましては、会社が倒産してございまして収納ができないのですけれども、もう一件につきましてもなかなか会社の状況が思わしくなくて、資力がなくて滞納しているという状況がございます。私ども、電話催告等もやっているわけなのですけれども、近々またそのご本人と会いまして、収納の部分について再度ご本人に対して払うように訴えていきたいというふうに考えてございます。

武井委員

滞納して会社は倒産したと言いますが、すぐ隣に別会社の名前で新しい回収事業者が出てきているのです。こういうような何だか払わないための処置みたいなことをやっている業者を私も知っています。市長は常に市民の公平感も言っておりますから、平等の意識において、ぜひともこれらの収納を高めていただきたいと、こういうふうに思います。

時間の関係で先に急ぎます。

冬期収集困難地区対応・地域環境美化協力員について

次に、冬期収集困難対応の環境問題ですが、収集困難地区の拡大をいたしたいと、こういう答弁をいただきました。この中に、その拡大をする手段の一つとして路上駐車禁止などを住民の協力を仰いでやりたいと、こういう答弁をいただきました。これは当然のことなのですが、例えば私の長橋地区などは、調べてみましたら、1年の間に休みの日というのが28日です。だから、1か月に収集車の来ない日が2日です。そうしますと、30日としても28日間収集車が入ってくるわけですね。その間、路上駐車禁止を協力するとか言っても、だれがこれを全部28日間びっちり立ってやるわけでもないし。あるいは除雪が入るときに路上駐車をやめてくださいと看板を立てて協力を

仰いでいるようですが、ああいうことをやるのか、どういうようにしてその協力を、口では協力してくださいと言うのですけれども、なかなか大変だと思うのです。ですから、こういうのはどうするのか。どういう考え方を持っているのか。

次は、地域環境美化協力員というのが、これから100万円ばかり予算もつきますけれども、これを町内会の協力員にやってもらいたいと、こう言っているのですが、この人たちは協力、指導、地域の住民の指導やなんかもやってもらいたいと、こういうふうに任務を書いています。この方々の指導を、これは28日間長橋の場合入っているわけですから、指導員が見ているわけですね。ですから、そういうような方々の指導を仰ぐつもりなのか、こういうような問題について、教えてください。

（環境）工藤副参事

冬期困難地区におきましては、やはり急坂、坂がきつい、勾配がきつい、あるいは道路が狭いということで、冬道については非常にパッカー車が上がっていけないということで、いろいろとご不便をかけていたわけですが、夏であれば乗用車その他をぎりぎり寄せてもらえれば通れるのかなということになりますけれども、冬になりますと当然道幅が狭くなる。もちろん、当然パッカー車は上がっていきませんから、これは小型の車、その他いろいろな方法で行くわけですが、どうしても狭いところに乗用車があっただけでも、そばを通るだけでごみを手で持ってくるだけでも車にぶつけてしまうということになりますので、これについては地域住民の方々にこういうところ、道幅はこれしかありませんから、ここにとめられると我々小樽市環境部の方でごみ収集に上の方まで行きたいけれども、これではとつても行けませんので、もうちょっと町内会の方でお話の上、その駐車をやめてもらうようにお話ししてもらえませんか、ということと地元付近住民の方にお話ししていただくこととでございます。これがどうしても解決できないから、対応強化から外すのかということになりますけれども、そこまではまだ考えていませんので、お互いに環境部もいろいろな方策を考えますので、地域住民の方々も譲るべきものは譲る、協力してもらうところは協力していただきたいと、こういう趣旨での駐車禁止の協力ということでございます。

それと環境美化協力員につきましては、あくまでも自発的、自主的といいますが、町内において、どちらかというボランティア的で、現在も町内の方々、ごみステーションその他でもって、いろいろと環境に理解がある方にやっていただいておりますけれども、これらにつきましては、全的に一斉にいろいろと協力をお願いしたいと。これにつきましては、当然ながら市の指導員と一緒に連携をとりながらやっていきたいと。したがって、美化協力員の方については、あまり指導とか取締りとかとそういう部門ではなくて、わからない人、勘違いしている人、そういう方に教えてあげると。どうしても協力員の方が今日はそういうごみの日ではありませんと、ごみを有料の袋に入れてくださいと言ったにもかかわらず置いていかれるものについては、それはそのまま市の方に通報してくださいと。市の方の指導員がしかるべききちんとした指導を強化していきたいということでございます。

武井委員

答えになったようなならないような内容なのです。今の言葉は、もう相当進んでのことならばこれでいいでしょう、今のような場合で。でも、初期の場合、この4月1日から始まったその初期の場合は、恐らくそういう問題が出ると思いますよ。確かに、この間、長橋地区の町内会の総会で町内会の役員から違法駐車するなというような要望が出ていました。そういうふうにもう取り組んでいる町内会もあるようですが、私の言うのは、その初期のときにどうしても駐車をしているその人たちを指導するのはどなたがやるのですかと。これは最初だよ。それがだんだん習慣的になってきたときは、これは今度確かに町内会の方でもいいと思いますが、違法駐車をしている人たちに市民やなんかが、「あなた、違法駐車ですよ」と。「やめなさい」と言ったって、これはなかなかできるものではないです。最初、そういうような少なくとも、1か月や2か月の間は、これは不法投棄の対策と同じように、どうしてもだれかがきちんとした立場の人が指導をしなければだめだと。私はそこでこの美化協力員の方々には腕章く



らいは渡してほしいと思うのです。そういうような立場を明らかにすれば、私は恐らくそういう人たちがどうせ回って歩くのですから、「あなた、ここは今日は車が入ってきますからやめてください」と言えば、これは私は非常に効果があるのではないかと、こう思うのです。ですから、その問題も含めて答弁してください。

それから、冬期間の、これがちょっと抽象的なのですが、これは12月から3月あたりまでを考えているのか、いやいや、いいのだと、雪が降ってからのことを言っているのだというのか、冬期という範囲を示してください。

（環境）工藤副参事

その路上駐車の問題につきましては、当然ながらそれぞれ個々の地域に地域の代表者あるいは町内会長、班長等に、今年の冬からこう対応したいのですけれども、どうでしょうかと。それに基づきまして、当然ながら市の方としても、いやいや、車が冬になればあるしということで、地域の方々に集まっていただきまして、当然ながら市の方からもそうしないでほしいというお願いもしていきます。それに基づいて進めていきたいということで、あくまでも町内会の方に全部100パーセント任せるとか、そういうことはしないようにしていきたいということです。したがって、環境美化協力員の方につきましても、路上駐車取締りまでは、私どもで今考えていませんけれども、そちらの方で市の方も指導的に何とか冬の間路上駐車をしないように言っていきたいということでございます。

それと、冬期困難地区、俗に冬期、冬期というのですが、基本的には12月1日から翌年の3月31日まで、この期間をとということです。したがって、例えば雪が11月25日くらいにたくさん降りましたと。降ったとしても、それはそれで通常収集で何らかの手だてでもってやりますので、この間は今業者委託というふうに一応想定しているわけですが、あくまでもご不便をしないように、あかないように、継続して持っていくということで、一応期間としては12月1日から3月31日、したがって今年のように雪が多いところについては、それはそれなりに4月1日から入っていかざるをえない。何らかの方法で収集をすると、夏と同じような体制を組むということでございます。

次、腕章でございますけれども、これは今議会の方に予算を若干予定しておりますけれども、これについては当然腕章をつくと。私どもの方から単なるお願い、ボランティアということではなく、よく聞かれるのはどういう権限でもって私に指導するのだとか、注意するのだということによく言われるということでありますので、当然しかるべき数量の腕章は前回の議会で補正でもって決定されておりますので、既に用意はしております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際暫時休憩します。

休憩 午後4時01分

再開 午後4時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。共産党。

新谷委員

駐車場使用料の値上げについて

初めに、駐車場使用料金の値上げについて伺います。

値上げの理由を改めて聞きます。

（建設）建築住宅課長

小樽市は、北海道と同様に平成8年から市営住宅の駐車場料金有料化を進めてまいりましたけれども、このたび北海道の方で民間賃貸住宅での駐車場使用料金と道営住宅の駐車場使用料金との間に格差があることが認められる

と。そういうことで、道営住宅の方がこの 4 月 1 日から駐車場料金を値上げすることが決まりましたので、市もそれに倣って値上げをしたいということでございます。

新谷委員

それでは、その民間の駐車場料金なのですから、中心部と郊外でどのぐらいなのかを示してください。

（建設）建築住宅課長

北海道の方で民間賃貸住宅での駐車場使用料と道営住宅の駐車場使用料の実態把握といいますが、調査を行っておりますけれども、特に地域別での整理はされておりませんので、地域別での数字というのは不明ですけれども、民間の賃貸住宅の実態を調べましたところ、小樽市内でも 6,000 円以上の料金が取られているということがわかっております。

新谷委員

6,000 円とおっしゃいますけれども、市の中心部と郊外では違いますよね。新光なのですから、市営住宅の近くの中堅アパートですが、ここは駐車場料金ゼロですよ。だから、どこをその基準にするかというのが大事だと思うのですよね。市営住宅の場合は、中心部よりも郊外の方が多いですから、そこを基準にすべきではないですか。

（建設）建築住宅課長

民間の場合、駐車場の使用料につきましては、家賃との兼ね合いで幾らに設定するのかというのは、家主と間借りされている方との取決めですので、中には無料の場合もあるかと思えます。市営住宅につきましては、家賃は公営住宅法とか、同法施行令等で決められておりますので、駐車場使用料については、それとは別に徴収しなければならないということで料金を設定しているところです。郊外と中心部で料金が違うのではないかとということなのですけれども、北海道では、道内全域を駐車場料金設定のために幾つかの市町村ごとにグループ分けをしております。それぞれのグループの中で民間駐車場使用料金を調査して、それらの中の平均的な料金をそのグループ内での料金として設定しておりますので、特に市内を中心部とか郊外とか、そういう細かい料金設定までしようという考えがもともとございまして、私どもとしましては、市内でのそういう、郊外、中心部での細かい料金設定の仕方はする考えはございまして、特に郊外、中心部での料金のデータ整理ということは行ってないところです。

新谷委員

私は不動産会社に聞きましたら、郊外というのは 5,000 円くらい、あるいはそれ以下ということ聞いています。それで、今度値上げされてほとんどの自治会では除排雪のために 1 か月 1,500 円、それ以上、あるいはそれ前後の除排雪の積立金をしているのですよ。それを入れますと、民間の駐車場料金とほとんど変わらなくなるのではないですか。

（建設）建築住宅課長

その除排雪につきましても、民間での賃貸住宅では除排雪の料金も含めた料金設定をされている場合もあるでしょうし、またそれとは別枠で冬期間だけ除排雪料金を集めるという場合もあって、そのケースはさまざまかと思えます。市営住宅の駐車場の場合は、駐車場料金のうちの 1 割を駐車場の管理費として充てていただくということで、自治会の方に支払いしておりますので、それで不足な部分も確かにあって、冬期間除雪用に集めている部分はあろうかと思えますけれども、なかなかそういう細かいところまで踏み込んで民間との比較というのを行ってないのが現状ですけれども、民間もさまざまなケースがあるということをご理解いただきたいと思います。

新谷委員

その 1 割を入れてこの 1,500 円前後で、民間に合わせるとなると、果てしなく上がっていくということで、公営住宅の意味がなくなるのではないですか。

それで参考までに、総務省の家庭調査がありますが、勤労者の可処分所得がどういうふうに変化しているのでしょうか。

（総務）総務課長

今の総務省の統計によりますと、可処分所得につきましては、平成11年の平均で月46万967円、その後だんだん下がってきておりまして、平成15年の数字では39万3,545円となっています。

新谷委員

今、かなり下がっているということがわかったと思うのですが、このほかさまざま小泉内閣の政策で厚生年金や国民年金保険料の引上げ、雇用保険料の引上げ、それから消費税の免税点の引下げ、年金の引下げなどで本当に負担がかかっていますよね。市民はチラシを見て1円でも10円でも安いものを買おうと生活のやりくりで四苦八苦しているわけです。こういうときにこそ市民の生活を守るのが地方自治の役割ではないのですか。それをその公営住宅法の目的にも反するようなそういう値上げをするということはおかしいのではないのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

公営住宅法の中では、住宅困窮者、住宅を確保することが困難な方々に低廉な家賃で住宅を提供するというのがまず第一の目的でして、それにつきましては、先ほど申し上げましたように、公営住宅法施行令で収入に応じた家賃設定がなされて住宅の提供確保がなされているところです。ただ、自家用車の使用及びその置き場所につきましては、個々人の事情等によりまして、車を持っている方がその置き場所を市営住宅の敷地内に確保すると、そういうことですので、民間の賃貸住宅でも使用料と同額ということまでしたいということではございませんで、現在の使用料2,540円と民間賃貸住宅での使用料との間に大きく格差があるということですので、それをある一定の範囲内でそれに近づけるということで、今回500円上げて3,040円にしたいということですが、そういう範囲での値上げですので、それが、住宅の敷地を駐車場として使っている方の受益に対する負担ということでご理解いただきたいと思います。

新谷委員

大きく格差があるとおっしゃいますけれども、実際に調べてないのでしょうか。ただ、民間の調査を聞いただけで、市が実際に調べてないのですから、それはおかしいと思いますよ。

それでは、全道他市の状況はどうですか。駐車場料金を教えてください。

（建設）建築住宅課長

今回、全道他都市の料金がこうだから小樽市で今値上げをするということではなくて、北海道でまず先ほど申し上げましたように、駐車場料金の値上げをします。小樽市内で道営住宅と市営住宅が混在している部分が多々ありまして、同じ小樽市民が道営住宅、市営住宅、それぞれに入っているということもありますので、道営住宅と市営住宅での料金の均衡を図る必要があるということで、市営住宅の方も値上げするというごさいます。また、道営住宅の方で民間の賃貸住宅での駐車場使用料等の間に格差が認められるということで、私どもの方でもそのための調査ではないのですが、今年度住宅マスタープランのアンケート調査を行った際に、民間賃貸住宅での駐車場使用料の調査も行っております。その中では、平均では5,700円という数字もありまして、やはり格差は市としても確認をしてきているところでございます。

新谷委員

全道他市の状況、だいたい聞きました。帯広市では市街地が2,100円、郊外が1,050円です。それから釧路は15年計画で駐車場整備して、整備したところだけ2,030円です。それから北見もそうです。苫小牧は2,000円です。それで道に倣って値上げをするというところはないです。ただ、室蘭だけは来年からしたいということで、そういう状況です。それなのに、小樽市だけが早速道の、それ以前に道が上がるということ予測してその計画を立てて、全道に先駆けて上げるというのはおかしいのではないのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

申しわけありませんけれども、北海道に先駆けてやってきているわけではございませんで、北海道がこの 4 月 1 日から値上げするというので、それに合わせて市の方も検討を始めてやってきておりまして、北海道からやはり手続的に遅れておりますので、小樽市では周知期間もとりまして 7 月 1 日から実施する予定になっております。

確かに、道内他都市では駐車場料金の設定の仕方、さまざまあるかと思いますが、この辺はその都市ごとの民間での賃貸住宅での駐車場料金の設定の仕方とか、そういうものもあっての事情かと思っておりますので、小樽市では実態的になんか民間賃貸住宅でも駐車場料金、相当の金額で設定されているケースがあるということですので、小樽市としては道に倣って値上げをしたいと、こういうことでございます。

新谷委員

ですから、何も道に倣わなくたっていいのです。やはり、これは市民の生活を守るという点で考えていくべきだと思うのです。最低でも 7 月からということではなくて、最低限、来年度とか、それからもっと生活の実態を調査して、あるいは自分の目で民間の駐車場料金というのも確かめて、しっかりとしたそういうものを見据えた上で値上げ、それも市議会を通してのことだと思っておりますけれども、それにしてもあまりにも情報不足で、一方的なやり方だと思うのです。ですから、この案に対しては私は中止を求めますし、最低でも引き延ばして改めて審議しなおすべきだと思うのですが、いかがですか。

建設部次長

市営住宅の駐車場料金につきましては、平成 8 年にこれは今まで公営住宅の中で駐車場という扱いをしていったわけですが、使用料としては取っていなかったということがございます。これは入居者間の公平性ということがあります。これは、市営住宅の公的施設を個人の利益というか、車を利用するというので受益者負担という意味では、入居者の公平性を図る意味で料金を取るべきだということを取ってきたわけですが、その料金を取るときに、北海道の基準があるものですから、それに合わせた形で小樽市も積算したところ、じゅうぶん北海道との金額でいけるということの判断を平成 8 年にしておりますので、今回北海道が全道をいろいろ調べた中で、やはりそれ相応の金額の値上げをせざるをえないという状況になってきましたので、小樽市としてもいろいろ調査、住宅マスタープランの中でのアンケート調査の中、それからまた前回議会で提案しました市営駐車場の値上げの際にも調査なんかもしておりますので、そういったもろもろも勘案しまして、500 円の値上げについてはじゅうぶん車を持っている方の理解を得られるものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

新谷委員

よろしくお願ひできないからこうやって話しているのです。全道他市に先駆けて北海道に即見習って値上げをした。これは本当に住宅の施策として私はまずいと思います。だって、ほかはもっと安いのですから。小樽市の市民の生活を本当にもっと考えてください。

時間が無いので次に進みます。

介護保険の給付費の減額について

次は介護保険について聞きます。

16 年度の補正予算で保険給付費分 5,000 万円減額しておりますが、この理由はどういうことでしょうか。

（福祉）介護保険課長

今、ご質問がありました 5,000 万円の一般会計からの繰入れの減額の方なのですが、給付費を今回 4 億円減額させていただいております。その部分のルール分、市の負担が 12.5 パーセントですので、4 億円の 12.5 パーセントということで 5,000 万円の減額になっております。それで、その生じた理由なのですが、私も当初予算につきましては、15 年度の決算見込みの数字なり、人数、そういうふうな形の部分をそれぞれのサービスごとに推計いたしまして、15 年度の決算の平均単価、それをそれぞれのサービスごとに積み上げていって、16 年度の当初予算を出しているわ

けですが、15年度の決算におきまして、予算編成の時期もありますので、16年12月の支出までの利用実績を基に1月以降の支出見込みの利用数、そのようなものを推計しまして、12月分まで平均単価を乗じまして1年間の16年度の決算見込みを出したところ、要介護1から要介護5までに係る介護給付費の諸費で、3億9,000万円の不用額、そして支援サービス費等諸費で1,000万円の不用額、このような4億円の不用額が介護給付費で生じていますので、それに伴っての減額でございます。

新谷委員

思ったより伸びなかったという、その理由はということですか。

（福祉）介護保険課長

先ほども言いましたように、当初予算につきましては、15年度の決算見込みの部分の数字を基にしまして、それに伸び率等を掛けまして、16年度の当初予算を計上しています。したがって、サービスの利用者が15年度から16年度にわたって減ったわけではなくて、当初30何パーセントぐらいずつの伸びを訪問介護で見えていたのですが、実質的には20パーセント、そのような伸びの違いが生じてきていると。ただ、今も言いましたように、サービスの実際の部分を見ますと、例えば去年の12月と今年の12月を比べますと、ホームヘルパーでは20パーセントぐらいの伸び、通所介護では22パーセントぐらいの伸び、年々サービスは伸びてきておりますが、ちょっと私どもの推計が甘かったと言われればそうなのですが、その分の伸び率が当初ヘルパーで35パーセント見ていた部分が20数パーセントしか伸びなかったと。そのような状況の中でこういうような不用額が生じた、そのような形になっております。

ただもう一点、今後の部分というか、事業者につきましても、訪問介護の事業者が去年の4月から5か所か6か所ほど増えておりますので、そのようなものもあって利用者の部分は伸びてきているような状況でございます。

新谷委員

逆に、施設サービスの利用は減っていますよね。ですから、施設は満杯で入れない、そういうためにその在宅サービスの方に回らざるをえないというところがあると思うのです。今お聞きした段階では、それがなぜそうなのかということがさっぱりわかりません。それで、私は15年から全道の市の中でトップクラスに保険料を値上げしたと。それで利用しづらくなっているのではないかなというふうなことが推測されると思うのです。それについてはどうなのか。それから予測よりも伸びなかった理由が明確ではありません。来年の制度改正もあり、この前一般質問で言ったように、利用者はさまざまな不安を抱えているわけですから、利用者の実態調査、それから意識調査を実施した方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

（福祉）介護保険課長

先ほど述べました介護サービス等諸費につきまして、3億9,000万円不用額が生じていると。その内訳では、例えばヘルパー事業所のヘルパーの部分とかデイサービス、この部分が2億6,000万円、そして施設サービスについては1億3,000万円でございます。ただ施設サービス費、確かに施設ができなければ利用者が当然利用したいと思ってもできないと。そのような状況なのですが、ただ今回1億3,000万円生じて、金額的には大きいのですが、例えば老人福祉施設ですと、月額で1人が28万3,000円ほどかかると。それで、実は3,000万円の減額をさせていただいているのですが、そこにつきましては今も言ったように、1人当たり28万3,000円ですので、実質的には106人、月にしますと9人ぐらい、だから減額の金額は大きいのですが、人数的な部分を見ますと、そんなに許容範囲と言ったら語弊があるのですけれども、そのような部分なのかと思っております。

それで、先ほども言いましたように、居宅の部分につきましては、サービスが伸びてきていると。あとそういった事業所が小樽の場合はデイサービス、訪問介護、そのような部分が伸びてきておりますので、それに伴って今後も利用者が伸びてくると、そのような状況になってくるのかなと思っております。

それとあと、後段の部分のアンケート調査についての部分なのですが、これから今、介護保険の第3期計画、平成

18年からの計画を策定する予定をしております。それで国の方ではまだ正式な作成の方針を示しておりませんで、恐らく今、介護保険法の改正をしておりますので、法案を出しておりますので、その法案が出次第、国の方からは指導方針が出される予定と聞いております。

ただ、国の方の会議の中では、今回は12年間の実績、そのようなものがあるので、アンケート調査は実績をじゅうぶん把握できるような状況なので、必ずしもやらなくてもいいという情報は来ておりますが、今委員がおっしゃいましたように、その利用者の意向、そういうふうな形。当然すぐ保険料にはね返ってきてございますので、市の方としましては、何らかの形のアンケート調査、それは策定委員会の中で議論していった上での話になってきますけれども、そのようなアンケート調査をやりたいというようなことで考えてございます。

新谷委員

ぜひ、アンケート調査はやっていただきたいと思います。それを要望して時間ですので、終わります。

-----  
北野委員

3月10日の予特での答弁について

委員長にお願いがあるのですが、教育委員長に質問に入る前に、3月10日の予算特別委員会の私の質問の最後に指導室長が、私が別に要求をしなかったのですが、前段の質問の答弁の補足ということで答弁していただいています。要するに、私はアメリカの調査あるいは日本教育学会の研究結果を基に、「学力の到達度、二つ目は情緒の安定、三つ目は教師の満足度、これについて1学級の児童数が少なくなればなるほど、これが教育効果が出ていると。それなのに適正配置計画で40人学級をつくり出すし、一部を除けば適正配置で他の学校へ転校を余儀なくされた児童の多くは、現在学んでいる学級の人数よりも多い条件で学ばざるをえないと。これは適正配置計画の目的に反するのではないかと、こういう質問で引用させていただいたわけですが、ところが、指導室長は国立教育政策研究所小松郁夫さんの研究結果を基に、「学級の規模の相関関係は見られない」と。いろいろ意見があるかのような答弁をして終わっているのです。だから、これについてははっきりさせなければ、次の方に入れませんので、あなたが根拠とした国立教育政策研究所小松郁夫さんのデータはどういうデータを使ったのですか。そこに持っているでしょう。見せてください。答弁しなくてもいいから。

（教育）指導室長

この前も答弁させていただきましたけれども。

北野委員

いやいやそうでない。物を見せて。これに書いてあると見せてくれればいいのだ。時間の無駄だ。

（教育）指導室長

資料でございますが、こちらに持ってございます。

北野委員

それでしょう。何ページになってますか。

（教育）指導室長

私が答弁させていただいたのは4ページでございます。

北野委員

けっきょくこれは小松郁夫さんのホームページに掲載されているものです。それと別にあるのです。小松先生はこういうを出しているのです。これをまとめたものを自分のホームページに掲載している。あなたが今示したのはホームページから引っ張ったものでしょう。だから、その中で私の聞いていることに答えてないのです。その調査は何を目的に行った調査ですか。答えてください。

（教育）指導室長

これは学級の安定度と、いわゆる学級崩壊、学級がうまく機能しない状況について、第 1 次調査しまして、その後特に 5 年生で多いということから、その状況についてさらに調査をするということによってやったものであります。

北野委員

だから、私の聞いた同じ教育効果でも、基本的な問題である学力の向上、情緒の安定、教師の満足度、これにかみ合った答弁でないことだって明らかでしょう。しかも 5 年生だけの調査です。学級崩壊にかかわる研究結果を基に私の質問を否定したのです、あなたは。かみ合っていないというか、間違った答弁をしているのは認めますね。

（教育）指導室長

この調査につきましては、小学校 5 年生、今も答弁させていただきましたが、その前に 1 次の調査がございまして、その中でいわゆる学級崩壊について多く起こっている 5 年生を中心にして、その約 1 万 5,000 人でございまして、調査をしたものであります。これが一つの例として答弁をさせていただいたものでございまして、そのほかにもあるものというふうには認識をしております。

北野委員

何だって何だって。そのほかにあるとは認識してない。

（教育）指導室長

しています。

北野委員

いや、そこまで言い張るのだったら、学力の向上、到達度、情緒の安定、教師の満足度について、どの教育機関が、あるいはどういう教育学者でもいいです、調査をして、私が具体的に例を出したアメリカのグラス・スミス曲線又は日本教育学会の 1999 年の調査、これを否定する結果があるのだったら、その根拠、出典を明らかにして答えてください。

（教育）指導室長

否定ということではございません。さまざまな考え方があろうということで、この前も答弁をさせていただいたかと考えてございます。それで今、特に学力というところで答弁をさせていただきたいと思いますが、例えば算数の学力調査。

北野委員

いやいや、出典を明らかにして。聞いていることとかみ合って答えて。

（教育）指導室長

これは「国立教育政策研究所紀要」第 131 集「学級規模に関する調査研究」というのが国立教育政策研究所から出されてございます。これに基づきまして、この中ではさまざまな今調査をしてございまして、それをまとめたものでございますが、その中に例えば算数の学力調査ということで載ってございまして、この中では学級人数、学級規模による学習後、つまり勉強した後の内容の得点、テストの得点でございまして、規模によって影響されるという立場は、今回の調査からは支持されなかったと言えるというようなまとめが出ているところでございます。

北野委員

それは少人数学習も含めた話でしょう。

（教育）指導室長

この調査の中身についてのご質問でございまして、これは算数の問題、小問もあわせると、全部で 15 問題からなっております。そして教科書に掲載されている問題を基に作成したものとなっております。基本的には単位量当たりの単元を学習した後のなるべく早い時期に早い実施を依頼したというところでございまして、対象児童は 3,094 名というふうになってございます。

北野委員

いや、だから、少人数学習のことを言っているのではないの。

（教育）指導室長

少人数学習というのは、委員がどのような意味でお話しなさっているのかあれですが。

北野委員

私は少人数学級の方がいいと言っているの。あなたは今の答弁のくんだりで、少人数学習ということを行ったから、少人数学習と少人数学級は違うから私は聞いているのです。

（教育）指導室長

いえ、今話をしてございますのは、ここで学級規模というのは、この場合20人以下とか21人から25人学級、26人から30人学級、31人から35人学級、36人から40人学級ということで、この規模別にそれぞれの平均値とか標準偏差等統計的な処理をしてございまして、その中から先ほど答弁させていただきましたとおり、「学級人数による学習後の内容の得点が影響されるという立場は今回の調査からは支持されなかったと言える」という記述がございまして。

北野委員

だから、けっきょく授業が終わった後の結果を引用しているのをあなたは答弁しているのです。

そこで、別な角度から伺いますけれども、あなたのおっしゃる国立教育政策研究所、今あなたは3,400人くらいの児童の調査と言われましたよね。

（教育）指導室長

3,094人です。

北野委員

3,094人ですか。先ほどの5年生の対象人数、回答した人数、今の5年生は日本全国で何人いるか。

（教育）指導室長

これは統計的な処理なものでございますから、この調査につきましてはその中から結論を導き出しているということでございますので、またこの国立教育政策研究所の学級規模にかかわりましての研究をまとめているところの中から、私、そういう一定の研究のまとめを基にして答弁をさせていただいているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

北野委員

あなたは先ほどの小松郁夫さんのホームページから引っ張った中に書かれていることも答えないのです。どこにも書かれていないことを私は聞いてません。対象人数、ちゃんと書かれているでしょう。どうして正直に答えないの。不誠実ですよ。

（教育）指導室長

お伺いしますが、「小学校における学級の機能変容と再生過程に関する総合研究」でのその当時の公立学校数ということでよろしいのでございますか。

北野委員

児童数と聞いているのです。公立学校も参考までに言ってください、言いたいなら。

（教育）指導室長

わかりました。申しわけございません。全国公立小学校5年生の総数でございますが、文部科学省の学校基本調査報告書平成14年度からでございますが、119万8,012人となっております。

北野委員

そうやって書いてある。数字間違っていない。



（教育）指導室長

全国の公立小学校 5 年生の総数ということでこの私の手元の資料によりますと、資料出所ということで、実はアスタリスクがついてございまして、その中では文部科学省ということで、学校基本調査報告書平成14年度より引用ということでございまして、その数字でいきますと119万8,012人、これは男子女子合わせた数で載ってございます。

北野委員

そのうち何人調べたの。もう少しわかるように言いなさい。

（教育）指導室長

そして本調査の回答者数は、1万4,884人というふうになってございます。

北野委員

だから、最後まで言えばいいの。その後には日本のすべての5年生の約1.24パーセントの調査でしょう。あなた方だって教育のプロですから、私よりずっと教育については造けいが深いし、いろいろな調査を教育委員会として押さえていると思うのです。日本教育学会が1999年に行った研究の調査対象、その内容について学校数、それから児童数、都市あるいは都府県、教育委員会の数、答えてください。

（教育）指導室長

さまざまな調査が行われているところでございますが、ちょっと時間をください。

北野委員

この間と同じようなことの再現になりそうなので、私はこれから教育委員長に質問しますから、その教育委員長に質問している間に答弁を指導室で準備をしていただきたいということをお願いして入ります。委員長よろしいですか。

委員長

指導室、よろしいですね。はい。それでは、北野委員。

北野委員

教育委員会委員長の議会への出席義務について

教育委員長にお尋ねします。その前段で総務部に伺いますが、議会日程が決まったら、各行政機関にどのような方法で周知していますか。

（総務）総務課長

議会日程につきましては、議会の方の理事会等でお諮りした中で決定したものについては、紙、文書あるいはメールによりまして各機関に知らせております。

北野委員

それは直ちにやっているのですね。

（総務）総務課長

はい。

北野委員

そこで教育委員長にお尋ねいたしますが、地方自治法第121条では各行政機関の長、その他役員の議会への出席義務の規定があります。出席義務ですよ。ここでは議長から出席が求められた場合は、議場に出席しなければならないと義務づけられています。これはご存じですよ。

教育委員会委員長

今まで私どもは教育委員会の方から要請があって、あるときは教育長からありますし、あるときは部長からあったり、さまざまとして議長からというものについては、私は申しわけございませんが、存じておりませんでした。

北野委員

いや、それは具体的には議長から出席要求があるというのは、例えば今回で言えば、私が代表質問で西條委員長の出席を求めて答弁いただきたいという通告をするのです。それは当然議長から教育委員会に行くわけです。ですから、具体的には議長から直接教育委員長に行くことはないと思うから、現れているのならそれでけっこうだと思うのです。

そこで、ただいま総務課長から答弁があったように、行政機関にはメール、文書で行くわけですし、今回日程が決まったのは 2 月 28 日です。その本会議場に教育長はおられたはずですが。代表質問がいつか、一般質問がいつか、これは自動的にわかるのです。だから、この地方自治法の義務規定に照らせば、教育委員長が委員の出席を議員から出席を求められたら出席しなければならない義務が生ずる日にちはいつといつかというのは、自動的にわかるのです。それを議会ごとに事務局としては教育委員長に知らせておりましたか。

教育部川原次長

議会の日程につきましては、教育委員会がございまして、教育委員会の中で今後の議会の予定等については報告をしているところでございます。

北野委員

今、教育委員会と。月 1 回に開く教育委員会するとき。

教育部川原次長

教育委員会の中で議会日程について、今後の日程について話をしていると。

北野委員

そういうことではなくて、例えば今回の平成 17 年第 1 回定例会の本会議はいつといつといつで、これは議長から出席の要請があれば教育委員長は出席の義務があるという、そこに絞った連絡を教育委員長にはどのように伝えていきますかという質問です。

教育部川原次長

議会があるときに教育委員長の出席の要求といたしますか、これにつきましては、特に教育委員長の方に伝えてはおりません。

北野委員

いや、そうしたら、けっきょくあなた方はつかみで仕事しているのですか。地方自治法で出席義務が義務づけられている教育委員長に、今度の第 1 回定例会の本会議は質問の 3 日間ですから、これは要求あった場合は教育委員長としては出席の義務がありますということを教育委員長に伝えていないのですね。

教育部川原次長

私ども、今まで西條委員長の要求につきましては、特に毎定例会あるということではないということで、特にその点についてあらかじめ西條委員長に出席要求があるかどうかわかりませんということでは伝えてはおりません。

北野委員

そういうことに加えて、今回は 2 月の下旬に日本共産党として今度の第 1 回定例会の代表質問、一般質問で教育委員長の出席を求めるということを、あらかじめ教育委員長の忙しい日程を配慮して親切で事務局に知らせてあったのに、なぜ私の代表質問のことを教育委員長には前日まで知らせませんでしたか。

教育部川原次長

北野議員の代表質問の件でございますけれども、私どもの押さえといたしましては、前日に北野議員からの質問の中で教育委員長の答弁があるということを知ったということで、西條委員長とも調整をしたわけですが、それが 1 日前であったということで、これにつきましては代表質問の冒頭で教育長からも話をしましたように、事前にそういったお話があったということで、事務局としてその辺が押さえきれていなかったということでおわ

びを申し上げたということでございます。

北野委員

話を聞いていたら、おわびしたから事が済むような話ですけども、今経過を聞いていたら、そういうことはこれから起こりうると。あなた方は緊張感を持って仕事をしていないです。議会の決まりとして議会運営委員会の確認で、代表質問は質問の前日の正午までに議長に通告すればいいということになっているのです。そのときに文書で西條委員長の出席を求めるといってじゅうぶんなのです、議会側は。けれども、教育委員長は非常勤ですし、忙しいというふうに向っているから、私は事務当局に早めに連絡しておいていただきたいという親切で申し上げているのです。それを無視して伝えていない。いったいこれは、あなた方は職責を全うしているのですか。

教育部長

次長から申しましたけれども、正式に教育委員会の中で今回の定例会について、これは話しておりますけれども、特段そういう正式な場ではなかったのですが、私は西條委員長との個人的な話の中で、「今回は適正配置の議会、なかなか大変な時期になるね」という、そういう話しはしていたところですけども、何回も申しますけれども、事前にいついつのという具体的な部分では、まだそこまでは正式に求められていなかったという認識があったものですから、このような状況になったということでございます。

北野委員

だからけっきょく、私どもは前日でいいというふうになっています。しかし、忙しい方だから早めに言っておいた方がいいだろうということで事務当局に連絡してあるのです。それを無視して伝えないで、西條委員長の一般質問の冒頭の話の聞けば、「前日事務方から聞いたものだから、翌日出張が入っていて出られなくて申しわけない」と、こういうおわびがあったのです。だから、私たちが適正配置反対だから意地悪する気になれば、正規のルートでやって、それでいいのです。けれども、それなら教育委員長もお困りだろうと、そういうことから事務当局に早めに親切にやっているのに、それさえ伝えない。いったい何ですか、あなた方。だから、緊張感を持って仕事をしてない。まさしく中塚部長らしい答弁だ。和気あいあいとした中で個人的に教育委員長に話して。地方自治法にうたっていることをちゃんと理解してやっているのですか。こんなことで適正配置を来年からやらしてくれなんていうそんなこと、口裂けたって言えないでしょう。何でこんなことになったの。今までの答弁だったらまた繰り返しますよ。ちゃんとわかるように、今後こういうことが起きないように答弁してください。

教育部長

先般も話させていただきましたけれども、今回、事務方といたしまして、若干の認識不足がありまして、手続上そういうふうが遅れたということをお詫言させていただいたところでございますし、今後きちんとした形で改めて教育委員会の中でも図っていくような形にしていきたいと、こう思っているところでございます。

北野委員

けっきょく今日のように予算特別委員会のわずか15分しかない質問の中で、代表質問で聞いたことを1回1回西條委員長にこれから聞かなければならないのです。どうしてそういう適正配置に反対している共産党の質問を妨害するようなことをやるのですか。もうこれだったら、適正配置計画を議会で議論してくれということをお断っているのと同じではないですか。私はそういう卑劣なやり方で子どもの将来を決める小学校の適正配置計画案を進めるなんていうのは許しがたいことだと思います。いかがですか。これ、教育長答えてください。

教育長

私どもといたしましては、今、委員からご指摘がありましたように、委員からの連絡は受けたのですが、事務方の方でじゅうぶん連絡、意思疎通ができないまま、委員が予定された日にちに西條委員長に言うことができなかったということは、私どもの手落ちでございますので、その点につきましては深くおわびし、二度とこのようなことのないように進めたいというふうを考えてございます。なお、適正配置につきまして、るるお話がございましたが、

私どもとしましては、目的等を踏まえて、みなさまに説明しているところでございますので、その辺もご了解いただければと思います。

北野委員

了解できないので、以下教育委員長に尋ねます。

学校適正配置について

まず、教育長を除くほかの 4 人の教育委員の方々、今回の昨年 11 月から 12 月にかけて行われた適正配置計画の説明会に教育委員の方はだれ一人出席しておりませんが、何か理由があったのでしょうか、お聞かせください。

教育委員会委員長

特に 4 人の方と相談して出ないよということは一切ございませんけれども、プロフェッショナルである事務方の方が説明会をしているということで、私どもとしては特に出席する必要はないだろうという判断がございました。ただ、どんな意見があったのかは事務方の方からも聞いておりますし、あるいはビデオを見せていただいたり、またそれに関係ない方々からもいろいろな意見をお聞きしたりして、全体の雰囲気的なものは把握しているつもりでございます。

北野委員

説明会で保護者、OB、校友会、地域関係者の方々からの意見は、プロフェッショナルである事務方から教育委員長はどのように報告を受けましたか。

教育委員会委員長

その質問の事項については、一応プリントアウトしたものをいただきまして、いろいろ内容はたくさんございました。もちろん、いろいろ心配されている父母の方々意見など、厳しい内容のものが多かったように思います。

北野委員

けっきょく説明会で配られました 11 月、12 月の説明会、それから 1 月の説明会が概要という形でまとめられていますね。こういう内容でどういう質問が出て、どう答えたかということがこれに詳しく整理されて書かれているのですが、こういう形式で説明を受けたということによろしいですか。

教育委員会委員長

そのとおりであります。

北野委員

これは代表質問でも聞いたのですが、この教育委員会が今年 1 月、2 月に作成した説明会にかかわる概要は、出された質問・要望・意見、これの項目ごとに振り分けられているということは教育委員長おっしゃるとおりです。しかし、教育委員長も先ほどちょっとおっしゃいましたけれども、各説明会の中でいったいどの意見・要望が多数を占めていたのかというのは、ここからは一切うかがわれないのです。ここからは全体像は浮かんでこないのです。だから、教育委員会はそういうことを教育委員長にきちんと事務方として説明していないのではないですか。

教育委員会委員長

1 回目の説明会の後、どういう内容の質問があったかということが質問の内容に応じてどれぐらいの量があったかという数を示した資料は説明していただきました。

北野委員

そうすると、実施時期が早すぎるから平成 18 年 4 月実施を延期してほしいと、これに類する意見が圧倒的なのですよ。それは全体の出された意見・要望の中で多数を占めているということは、教育委員長としてお認めになりますか。

教育委員会委員長

出席された方のご意見というのは、そういうものが多かったとは思いますが。ただ、関係者といいましょうか、自

分の子どもが適正配置にかかわっていらっしゃる保護者の方々が全員出ていたわけでもないと思いますし、それからある意味ではサイレント・マジョリティーと言いましょうか、面と向かって反対はしないけれども、賛成されている方とかいろいろの方がいらっしゃると思いますので、会場の雰囲気としては確かに厳しいご意見がたくさんあったと思いますが、その辺は慎重に判断したいというふうに思っています。

北野委員

確かに教育委員長が言われるとおり、いろいろな事情で出席できないけれども、原案どおり進めてくれという方もおられると思うのです。それは否定はしません。しかし、職場を休んだり、早引きして子どものことを思う立場から駆けつけた方々の圧倒的多数は、実施時期が早いから延期してくれということなのです。これは承知しておいていただきたいと思うのです。

次、石田前教育長が平成15年10月から11月のほぼ1か月間にわたって教育委員会が小学校の適正配置にかかわる説明会をPTAのブロックごと、13会場で行いました。市教委のつくった概要の中にも小学校の適正配置の実施時期は期間を想定しているのかという問いに対して、石田前教育長は「小学校は中学校に比べ、学校の歴史過程があり、地域や保護者の意見を聞きながら、今後四、五年をめどに取り組んでいきたい」と。ここではこういうふうに書いていますが、ここへ参加した、特に潮見台小学校の説明会に参加した量徳の方が圧倒的ですから、ここでは石田前教育長は校名発表してから四、五年かけてというふうに第1回目の説明会で説明しているのですよ。それにもかかわらず、今年8月の教育委員会の委員協議会なるもので、適正配置の考え方を決めました。これは今回の実施計画の土台となっているものです。石田前教育長が多くの父母に説明していたことと違って、実施時期を早めた基本的考え方を作成したのはどういうわけでしょうか、説明をお願いいたします。

教育委員会委員長

石田前教育長は想像しますに、確かに四、五年かけてゆっくりとという話は私も伺ってはありましたけれども、やはり、基本方針なり基本計画なりを進めていく段階の中で、今の子どもたちがどんどん減っていく現状で、少しでも早くいい教育環境をつくっていかねばならないということで、ある程度条件が整えばできるだけ早くそれを実施したいということで方針が変わったものというふうに理解しております。

北野委員

方針が変わったのかということは、説明会でいくら聞かれても事務当局の皆さんは変わっていないと説明していますよね。

それで、お伺いしますが、教育委員長にもう一度お尋ねいたしますけれども、適正配置計画で良好な教育環境をつくりたいというふうにおっしゃいますが、例えば適正配置の対象外とされた花園小学校、高島小学校で1学年2クラスあるいは1クラスが40人学級になるのです。これは1クラスのまま卒業しなければならないと、こういうのは教育環境をよくするというふうに教育委員長はお考えでしょうか。

教育委員会委員長

子どもは基本的に適正配置をするということは、できるだけ2クラス以上の複数学級のメリットを子どもたちに享受させてあげたいという趣旨の下でスタートをしたわけです。ですから、1年から6年までずっと1クラスで同じメンバーでクラス替えがないというよりは、いろいろな意味で刺激もあり変化もありいろいろな状況に対応できる能力といいましょうか、ある意味ではいい意味での競争も生まれるでしょうし、学力向上にもつながるとことでの複数クラスを目指しているわけです。ですが、今回この適正配置をやることによって、100パーセントすべてに満足のいくようにということは確かに多少の矛盾はあるだろうと思いますけれども、できるだけ早い形でその複数クラスというものを目指してやりたいと思います。

それから、先ほど委員がお話ししていましたその少人数指導というものについても、子どもはそれは非常にいいことであるという認識を当然持っているわけです。ですから、クラスは二つになりましても、実際に例えばティ-

ム・ティーチングを行ったり、あるいは習熟度別で授業をしたりとか、あるいは何か目的に分けてグループ分けして、ある意味では少人数で目の行き届いた指導をするということは、当然私どももその中でできる限りのことはやりたいというふうに考えているわけです。ですから、決して私どもは、40人学級を目指して適正配置をするわけではなくて、たまたまそういうクラスもあるかもしれませんが、できるだけ早い時期で整理したいというふうに思っております。

北野委員

少人数学級について

今、少人数学級について言及されましたけれども、1学年2クラスになれば、1クラスよりはいい面も確かにあるでしょう。これは否定はしません。しかし、問題なのは今の1クラスで立派な教育が行われているのに、なぜ無理矢理父母が猛反対するのにやるのかということとか、それから少人数授業、今おっしゃられた、これのデメリットについてはお触れになっていませんが、デメリットについてはどういう認識をお持ちでしょうか。少人数授業です。

教育委員会委員長

1クラスであるからいい教育ができないということは毛頭思っておりませんで、2クラス以上の方がメリットが大きいというふうに考えております。ですから、そのデメリットの問題については、特に考えておりませんでした。少人数指導というのは私どももじゅうぶんそれなりの効果があると思っておりますし、民主的に例えば教材を使ったり、指導力のある先生方との協力体制で基礎・基本という部分については、クリアができると思いますけれども、やはり生きる力といいましょか、例えば表現力とか判断力とか、学習意欲とか、いろいろなそういうものを、これが生きる力として生活するたくましさとしてプラスをしたいというふうに考えて、そんなことも考えてこの適正配置というものをやっているわけです。ですから、今までどちらかといいますと選抜あるいは競争を嫌って優劣をつけないというコミュニティができ上がってきておりますので、それなりにきめ細かいフォローというものをより工夫しながら切さたく磨ける、そういう教育環境をつくっていきたいということで、複数クラスというふうに考えてやっているわけでございます。

北野委員

教育委員長の考えはそういうことなのですが、私が心配するのは、今、文部科学省が進めている習熟度別指導というのは、自主性などそっこのけでやられているわけです。各地で少人数学習をやるなら習熟度別でなければならない。できる子ごとにグループに分けてやる。だから、これが進められたところではどういう弊害が出ているか。習熟度別でグループに分けられるわけでしょう。おまえはできないグループへ行け。おまえは真ん中だと。こういうふうに三つくらいに分けられてやるものだから、授業参観のとき、生徒が教師に抵抗して授業が妨害になるので。面前でおまえはできないグループだと言われてごらん。これが果たして教育にプラスになるのかということで、これも一つ一番心配な点になっているわけです。特に私が心配するのは、2004年のいわゆる学習指導要領の部分的な改定といいますか、小さな改定で習熟度別少人数授業が書き込まれたのです。だから、これがいっそう少人数授業に引っかけて、これが強化されることになるのではないですか。

教育委員会委員長

先ほどもちょっと習熟度別と言ってしまったのですけれども、小樽ではまだそれは現実には実施しておりません。確かにその習熟度別のデメリットというものもたくさんあると思っておりますので、これについてはかなりいろいろな検討をしながら進めていかなければ、今、委員がおっしゃったような心配もあるかと思っておりますけれども、ただ、優劣をつけておまえはできないクラスだとか、こっちはできるクラスだということだけではなくて、そういうふうに分けた方が意外と理解をしやすいというケースもあるでしょうし、いろいろなパターンがあるかと思っております。ちょっと今どういうデメリットがあるのだということを私も話できませんけれども、習熟度別についてはまだ実施し

ておりませんし、それについては検討中ということでご理解をいただきたいと思います。

北野委員

だから、少人数授業が行われているから指導室長が盛んに言うのです。少人数指導と少人数学級は違いますからね。だから、教育委員長がおっしゃる到達度が同じレベルの人を集めてやれば、児童に合った教育水準でやるから先生方も教えやすい子どもたちも理解が早くなるという面は確かにあるのです。それは私は否定しません。しかし、そのことをもって少人数学級を否定しているから、今大きな問題になっているのです。少人数学級になれば、少人数授業で行うメリットというのは、すべて包含されるのです。

だから、教育委員長はこの間の議論に参加しておりませんが、私が事務当局に聞いたのは、アメリカのグラス・スミス曲線、学習の到達度、達成度といいますが、それから情緒の安定度、教師の満足度、これは教育にとって基本的な課題です。これは学級の規模・人数が少なくなればなるほど教育効果が上がるということになっているのです。これはアメリカの例です。それともう一つは、日本教育学会の学校教育の編制に関する研究委員会、この調査結果からも同じ結論が出ているのです。学習面でどうだったか、生活の面でどうだったか、教師はどうだったか。これはいずれも少人数授業で今教育委員長が言われたメリットの面です。これは少人数学級で行えば、いずれも満足されるものなのです。それをあえてデメリットが予測される少人数授業にして、そこに今文部科学省がつけ込んでいるのです。そして習熟度別でなければ認めないということになったら、デメリットの方が大きく子どもたちに影響を与える。だから、私はそういう危険なことをやらないで、少人数学級でいった方がいいのではないかとこのことを申し上げているわけなので、これはぜひ教育委員会の事務方、教育委員長にどんな資料を提供しているかわかりませんが、私が指摘した日本教育学会の学校・学級の編制に関する研究委員会の冊子は事務方からいただいておりますか。

教育委員会委員長

いただいております。

北野委員

けっきょく少人数学級を理解していただくのにたいへんいい結論が出ているのを、なぜ事務方はやらないのですか。私は日本教育学会の事務局に昨日電話しました。そうしたら、まだバックナンバーがあるそうです。送料だけ払っていただければ送りますということなのです。なぜ、そのことぐらい、お金がかからないそういう日本教育学会という大きな組織が行った教育研究結果を教育委員長に資料として提出しないのですか。都合が悪いからですか。

（教育）京谷主幹

私どももそういった話を聞きましたので、早速東京に電話いたしまして、それで即送ってもらうように、今手配をしています。まだ届いておりません。

北野委員

いつ頼んだの。

（教育）京谷主幹

おとといでしたか。

北野委員

学校適正配置の特別委員会の議事録を読めば、我が党の議員がそういうことは早くから何遍も言っているのです。それでも無視して昨日か、おとつい注文したというのだもの。だから、けっきょくそういうことを教育委員会の教育長を除く 4 人の委員の方にちゃんと公平に判断していただく材料を提供しないで、この適正配置計画の方針を決めたというのは、言葉は差別用語で悪いけれども、わかりやすく言えば、片手落ちの情報しか教育委員長に提供していないということになるでしょう。

ところで、指導室長に聞きますけれども、日本教育学会が 1999 年に行った研究はどういう対象だったかわかりま

したか。

（教育）指導室長

今、指導室主幹の方から答弁させます。

（教育）指導室寺澤主幹

調査対象及び回収数についてですが、小学校について全国の公立小学校1,491校を対象といたしまして、有効回収校数が826、回収率55.4パーセント、対象教員は校長、教諭、校長の有効回収票数は756、教諭は4,663、中学校も。

北野委員

いや、それは校長などを対象にした1次の調査でしょう。私が1999年と言っているのは。

（教育）指導室寺澤主幹

5年生。

北野委員

5年生でないですよ。全児童ですよ。さっき言ったのは2次の方のことですよ。

（教育）指導室寺澤主幹

ちょっとその資料は、今持ち合わせておりません。

北野委員

新谷議員や菊地葉子議員に聞くと何遍も言っているから、もうとうの昔に資料を取り寄せているはずだと言うから私は聞いたのです。全然言っていることを、いわゆる共産党の言うことには耳もかかないと、こういう態度でしょう。教育委員長の出席を早くから親切に配慮して言えば、それも取り次がない。何ですか、あなた方のやっていることは。教育委員長、こんなのならだめです、もう本当に。

だから、私は指導室長がいろいろなことを言うから、後であなたのおっしゃるそういう出典も私に資料としてください。

それから、日本教育学会のことについて言えば、先ほどの5年生だけの対象でないです。教育委員会は都道府県27、政令都市12、市町村1,353の教育委員会を対象に協力をいただいているのだ。小学校だけでも4,663です。こういう調査をやっているのです。小学校はもとより、中学校もやっているのです。こんなこと、私が何でわかったかといったら、同僚議員に日本教育学会の事務局に電話をかけて調査の対象範囲はどういうふうにやったか電話で教えてくださいといったら、すぐ教えてくれました。電話で事済むようなこともあなた方はやっていない。いったい何なんですか。

適正配置対象外の学校について

それで、教育委員長にさらにお尋ねいたします。

父母の間で説明会で怒りを呼んだのは、適正配置の受入れ校では平成18年度に新しく小学校に入る生徒、新1年生児童、これは40人に満たなくても2クラスの学級に分けると。しかし、最上小学校、緑小学校など適正配置の対象外にされた学校で、新1年生が40人になっても二つに分けないというのです。このことはいったい何なのですか。おかしいと思いませんか、教育委員長として。教育長、余計なことを言うんでない。私は教育委員長に聞いているのです。

教育委員会委員長

今、適正配置の関係校に対して配慮しているということで、40人に満たなくても市費を使ってでもクラスを分けて、少しでもきめ細かいフォローをしようということで申し上げたのであって、そのほかの学校について40人近くいるということにつきましては、今の基準が40人学級ということですから、そこまでは今のところ手が届かないということだと思います。



北野委員

スクールバスについて

それからもう一つは、スクールバスを出すということになったのです。このスクールバスについて詳しい説明を受けておりますでしょうか。

教育委員会委員長

一応、手宮地区の地図とバスの通る路線、そういったものを提示していただきました。それから時間帯とかそういったものも教えていただきました。

北野委員

そうすると、これは、父母の皆さんにもお配りした1月と2月の概要に手宮西小学校のスクールバスの通るルートが太い実線で示されています。これは1月の第1回と第2回の概要で違っていることは、教育委員会からどういう説明を受けていますか。受けてないなら受けてないでいいです。けっきょく最後までは聞いてないようですから、私の方から言って、見解を求めます。

まず、適正配置の対象校では新1年生が40人に満たなくても二つのクラスに分ける。少人数学級にする。しかし、40人になることがわかっている緑小学校、最上小学校の児童は今も1クラス40人ということだから、そのままで行きますということは、父母の間でどういう印象を持って受け止められているか。教育委員会のやり方は卑劣だ。意に沿わない適正配置計画をしゃにむに受け入れさせるために、適正配置にかかわる学校の学級の人数だから、基本的問題です。ここで根本的な差別をしておいて、そしてしゃにむに受け入れさせるものだ。教育委員会は卑劣なやり方だと、こういう批判が出ているのは、教育委員長はご承知でしょうか。

教育委員会委員長

そのような話は聞いておりません。

北野委員

けっきょくそういう印象で受け止められているということは教育委員会でじゅうぶん議論していただきたい。

それから、スクールバスについては笑い話のようなことがあって、関係者から失笑を買っているのです。事務方は何か緊張しているけれども、あなた方がやっていることだから、例えば停留所ごとの時間帯を聞いたというふうには教育委員長は説明を受けたということですが、梅源線の停留所、今のなつい内科のところからスクールバスが発して中野植物園の狭あいなどを通っていくわけですよ。昔の清水交番の下でおろすというのです。一番近い停留所は「清水町中央」から乗る子どもが複数いる。この子が乗って1分間スクールバスに乗ったらおりののです。下車してあと徒歩で学校に行くのです。近所の方は笑ってます。1分間乗せて、はい、おりてくださいと。こういういいかげんなルートになっている。それから、わかりやすくいえば、手宮3丁目、厩ですね。湯の花の手宮店のところからスクールバスを朝2回出すと、28人乗りのバスを2回出すと、そこにいる子は14人です。半分ずつ乗れば28人乗りのスクールバスに7人ずつ乗せて、ノンストップで手宮西小学校まで運ぶのです。これについても相当な批判があるのです。それだったらスクールバスでなくて、ハイヤーで2台借り上げた方がずっと安いのではないですかと、こういう批判もあるわけなのです。まして、ルートについては、昨日建設部に聞きましたけれども、建設部の方では教育委員会の最終2月の概要に出たルートについては、専門家の立場から見て、これはベターではないというふうに言っているのです。そういうようにスクールバスの問題一つとっても、言ってみれば、やっつけ仕事です。教育委員長は北海道新聞をお読みになっていると思うのですけれども、ここに1月にルートが発表になって手宮仲通というのですが、昔の清水交番から下の方です。あの坂はたいへん危険だとハイヤーの運転手何人かに聞きましたという写真入りの記事が載ったのです。あわてて、そこを外して1本学校寄りの幅5メートルしかないところを通ると、こういうふうにするのです。やっつけ仕事もいいところでしょう。こんないいかげんな事務方の言うことを、教育委員長なり教育委員の方々がそのとおり聞いておいて、適正配置計画の実施計画をこの7月にも

決めるなんていうことになったら、これは教育委員の方々の見識が問われるというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

教育部長

今のスクールバスの件でございますけれども、今私ども第 1 回、第 2 回、第 3 回地域説明会、手宮地区に臨んできた中で、1 回目のときに中野植物園の周辺の父母の方から危険でないのかと、そういうお話がずいぶん出されました。そういった中で、そのために私どもは地域説明会に臨んでいるわけでございますから、そういう声を踏まえ、どういう形で通学させるのが一番安全なのかということを検討してきたわけです。そして、1 回目の説明会が終わった後に、2 回目に、まず私どもがスクールバスを実際に走らせる中で、まず 1 回目の運行計画案を地域の方々に示させていただいたと。

それで、今新聞がどうしたというお話が出ましたけれども、私どもはその後、こういう今年の冬の大雪の状況もございましたし、いろいろな場面でバスを走らせたわけです。当然、より安全な道を求めるわけですから、私どもの考え方で、先般の地域説明会でもスクールバスの運行計画案、中野植物園前を通る案、これについて、まず一つのプロセスの中で、今示させていただいていると、こういう状況でございます。

北野委員

聞いてもいないことにあれこれ弁明しないでください。あなた方は 1 回目の説明会できつい批判が出たから、あわてて 2 回目のときにスクールバスを出すと言い出したのでしょうか。だから、中野植物園のところなんて、そんなの初めからわかっている話でしょう。なぜ初めから対策をとった対応をしないのですか。みんなそう言っています。何か手柄話のように、父母の意見を聞いてスクールバスを出すようにしたなんて、だれもそんなことを評価していないから。だからあなた方の取り違えだし、思い過ごしだと私は言っているのです。

次に、教育委員長に伺いますが、この間の説明会で事務方がうその説明をしていたことは聞いておりますか。

教育委員会委員長

うそかどうか、その内容について把握しておりませんので、申しわけありません。

北野委員

けっきょく把握していないということは、我々から指摘された重大なことは、事務方は教育委員長に報告していないということなのですね。教育委員長に私は事実を示して見解を伺いたいと思います。

一つは、昨年 11 月から 12 月にかけて行われた説明会、これは 10 月の教育委員会で教育委員長以下が決めたこの適正配置実施計画案を説明するというで開かれたものです。この説明です。この説明の中にどこを読んでも 4 校以外廃校にするとは書かれていないのです。私は読んで、「ああ、4 校だけこの間やるのか」という思いで説明会で傍聴しました。そうしたら、父母からのいろいろな厳しい批判もあったせいもありまして、4 校だけでないのだと。この四、五年の間にそれ以外にも適正配置をするのだといって 4 校プラスアルファを廃校にするという説明をやったのです。私はおかしいと思って、その直後の昨年の予算特別委員会で聞きました。ここを何ぼひっくり返して読んでも、4 校以外プラスアルファ廃校なんて出てこないのです。だから、どっちが本当だと言ったら、4 校のみですと言うのです。そうしたら、説明会で事務方がうそをついていたということが明白になって謝罪したのです。そういうことは教育委員長、聞いていましたか。

教育委員会委員長

お話だけは直接ではありませんけれども、聞いておりました。

北野委員

そうしたら、二つ目のうそ。実施時期をなぜ早くしたのか。年が明けて 1 月の量徳小学校の説明会です。詰められて中塚部長は、石田前教育長が四、五年かけてやると言っていたのを何で 18 年 4 月からやるのか。なぜ実施時期を早めたのかと、こうやって聞かれて、何と答えましたか。議会から早く言われたからやるのだ、こうやって答え

たのです。私はこれはあまりにもひどいから、あえて手を挙げて、「うそつくな」と。「だれがそんなこと言った」と。後で聞いたら、自民党の方々を含めて早くやれと言った人はいないという話だったです。議事録を全部調べました。横田議員がそれに近いことを言っていた。それが早いかないというね。だから、私は聞いたけれども、粛々とやるということと早くやれということとは違うのかということを知って、爆笑になりましたけれども。だから、そういうふうに議会から早くやれと言う人はだれもいない。なのに何で議会の責任で議会が早くやれと言ったからやるのだという説明をやるのか。そこでおかしいということで、私はあえてそこでも手を挙げて指摘したら、違うと。北野議員は違うと言われた。そうしたらほかの人がやっているのかという質問が出たのです。そこで帰ってきて皆さんにもそのことを紹介したのです。だから、適正配置の語録を今つくっていますけれども、調べたら早くということを行った人はだれもいないのです。特に、今期の小学校の適正配置計画が議論になった特別委員会の質問を全部私は読ませてもらいました。どの党派のどの議員も早くやれという表現は一人も使っていません。にもかかわらず、あなたは父母に責められて早くやれと言われたからと、うそをついた。これが一つあります。

もう一つ、この適正配置実施計画案は議会で決めるという説明を手宮小学校のときにやったのです。私の目の前でやったから、私おかしいのではないのと。学校設置条例しか議会では議決の対象になっていないのです。これは議決の対象でないですから、何でそういうことを言うのかと言ったら、私の指摘を受けてから訂正したのだ。教育委員長、こういうように父母の説明会で事務方はうそを言っているのです。議員がいなかったらそれで事済んでいるのです。私は心配だから、共産党議員団は複数で全部に参加しました。今言った三つを発見したのです。議員のいる前でやるのです。量徳でもそうだし。だから、こういうそで固めた適正配置実施計画案というのは検討に値しないから、多くの父母の皆さんがおっしゃっているように、やるのであればもう一度練り直して、立派な案をつくって出していただけませんかという道義ある提案があるのですが、教育委員長はどうお考えになりますか。

（「教育部長」と呼ぶ者あり。）

教育委員長に聞いているのに、あなたいつから教育委員長になったの。

教育委員会委員長

今までいろいろご意見を伺っておりますので、私どもはいろいろな技術論というか、処方において検討をまだまだしなければいけないものが残っておりますけれども、基本的に適正配置についてはやるという基本的な考え方を持って今進めておりますので、それを白紙に戻すということは考えておりませんが、今年の7月ぐらゐまでを目指して、いろいろと中身をもっともっと皆さんに理解していただけるようなものに詰めていきたいというふうに思っております。

北野委員

では、けっきょく教育委員長としてはこれだけ多くの父母の皆さん方から、白紙撤回ということは私も今は言っていないのです。その立場ですけれども、せめて父母の多くの皆さんが言っている実施時期の延期はできないのかと。そして、もっと立派な適正配置計画を出していただきたいと、そういうこともできないということですか。あくまでも今のふじゅうぶんなまま、言ってみれば、穴だらけの適正配置計画案です。これをあくまでも強行するというお考えでしょうか。

教育委員会委員長

強行するというのではなく、今申しましたように、これからまだ7月ぐらゐまで中身について検討することをございますので、もう一度白紙に戻してやり直せというようなご意見が本当に皆様方の総意ということであれば、それは。

北野委員

いやいや、勘違いしないで。私は白紙撤回の立場だけれども、しかし最大公約数としては実施時期を延ばして、もっと納得のいく、なるほどという案を出していただけないかというのが圧倒的なのです。それにお答えいただき

たいということなのですが。

教育委員会委員長

それについては、また教育委員会の内部あるいはいろいろな方のほかの議員の方々のご意見も伺いながら、詰めていきたいというふうに思っております。

北野委員

教育委員長に対する質問は終わって、私はこの間の説明会、ほとんど参加して父母の皆さんの思いを教育委員長に聞いていただきたくて今日出席をいただいたわけなので、教育委員長の母校の一つも対象になっているわけですから、ぜひ多くの方々、父母の皆さんの意見に耳を傾けられて、ほかの教育委員の方々とお話ししていただきたいと思えます。

なお、念のために申し上げておきますと、学校の通学区域を変えることとか、それから学校の存廃、こういう問題は、法律で教育委員会として教育長に委任することができないのです。それくらい教育委員の 5 人の方々の責任は重いわけですから、この件にかかわってはうそをつくような事務方の言うことはうのみにしないで、自主的に判断してやっていただきたいという強い要望だけはしておきます。

そこで、教育委員長、さっきの指導室長とも話した、私は教育条件の悪化だというふうに言っているわけなのだけれども、出典を見せてください。学級規模に学力の向上とか情緒の安定とか教員の満足度、これは関係ないという研究結果が出ているのだったら、あなた、国立教育政策研究所でそういうの出しているというからを見せてください。教育委員長はいいです。いやいや、聞いていただければ参考になると思えます。お忙しいということは聞いていましたから、あまり長く引きとめる気は。

そして、ここどこにあなたが言ったことが書いてあるの。

（教育）指導室長

先ほど申し上げましたように 70 ページのところ、ちょうどマーカーをしていますのでわかりいただけるかと思いますが、70 ページのところに、実は算数のまとめがございまして。

北野委員

これを読ませてもらって、またやります。あなた方の都合いいところだけを書いてあるので。というのは、小松先生ですか、小松郁夫さんの行ったあなたが言った日本教育学会の調査、5 年生の学級崩壊にかかわる調査でも、先生方がえらい忙しいというふうに答えている方が 72 パーセントもいるのです。子どもの印象です。だから、じゅうぶん教師と子どもたちが話し合っていない、これが学級崩壊につながっているのではないかというふうに受け止められるのです。少人数学級にすれば、先生方の忙しさ、これは解決できるのです。教師の満足度から言っても、教材研究をじゅうぶんやればおもしろい、子どもたちも引きつけられる授業ができるのです。そういうことが今できないでいるわけでしょう。だから、これは後でコピーしてください。私もあなたから今初めて聞きましたから、これをじゅうぶん研究して、あなたの言っていることが正しいかどうか議論したいと思えますから。

教育部長

これは資料要求ですか。

北野委員

資料要求しないのだったらよこさないと言うのだったらいいです。ただ、資料要求すれば 60 冊だか 70 冊つくらなければならぬと言うから、そんな無駄なことする必要はないから、必要だというふうに要望した人に配ればいいでしょう。紙の無駄だ。資料要求したらそんなふうになってしまうでしょう。資料要求しなかったら出さないと言うのですか。

教育部長

そういう意味で聞いたのではないです。どういう扱いなのか。

北野委員

資料要求かと聞くからです。とりあえず、これで終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

-----  
大島委員

フィッシュミールについて

フィッシュミールについてお尋ねいたします。まず、関連して何点かお聞きします。

平成13年2月28日にフィッシュミールに対して訴えの提起を起こし、ちょうど3年が過ぎました。この間、私もこの件を言い続けておりましたけれども、裁判中ということでこの3年間は何一つお尋ねすることができませんでした。その時点で、私もフィッシュミールに対する思いは決まっております。3月14日、おとつい、つい二、三日前に結審をしたそうでございます。そういうことで、この長かった、私にとっては非常に長かった3年間、そろそろ私もこのフィッシュミール問題については、自分の中でもおさめる時期かなと、そういうような思いがございます。

そのようなことから、今日、実は理事会におきまして、前任者であります経済部次長、現在の議会議務局長、そしてまた、現在の財政部長でございます当時の商工課長に対して質問をし、どうしてこのような結果になったのか、私の思いがございまして、お尋ねをしたいということで理事会に諮ったところ、事務局長に対しては、ちゃんと準備がされておりまして、こういう規則、法令があって答弁はする必要がないのだと。これも私は重々承知しておりました。役所の前任の異動があった場合には、なかなか答弁がしづらいということも私はじゅうぶん承知しております。しかし、180度、360度です、この3月の時点で方針が変わったのは。それは何かと言いますと、平成9年以前の資料がないないないと言いつけてきたものが、平成13年の中で突如として出てきた。いったいこれは何なのだ。これはもう何度も私は皆様方に質問をしております。そんなこともございまして、当時の担当でございました、今、事務局長室で聞いておりますけれども、松川前経済部次長に、こんなことをお尋ねしたいということで、それもかないませんでした。しかし、財政部長については今日は出席しているので、前例にしないという理事会の中で、今日何点かさかのぼって、当時に戻って一、二点聞きたいと思っております。今日、理事会の中でも、行政は必ず引継ぎがあるのだよということも理事会の中で言っておりました。

そこでお尋ねしたいのですけれども、現在の磯谷部長は平成7年から平成10年まで。

財政部長

11年です。

大島委員

11年ですか、11年か。これ見ますと11年は山崎さんになっていきますね。違うのですか。これは13年の共産党の資料要求で出た資料なのですから。

財政部長

すみません。11年6月の異動までおりました。

大島委員

そうすると、これはどういうふうに解釈したらいいのかな。11年6月に行ったのですか。

財政部長

異動でかわりました。

大島委員

そうしたら、この10年というのは間違いですね。どうなのですか、これは。

財政部長

その資料が恐らく年度でつくってございますから、私の在職が7年度から10年度ということになっているのだと思うのです。私は平成7年のちょうど選挙の年でございましたから、6月の異動で商工課長になりました。そして、また4年後の選挙の年でございますので、11年の6月の異動でまた今度総務の方に移ったということでございます。

大島委員

フィッシュミールになりますと、私は長い間かかっていますから、右目に磯谷課長が浮かびますから、左には松川局長が浮かびまして、ちくちくちく私を傷めるのですね。その度になれっこになってきまして、今日なんかそんなことで。

そういう部分で、私は長い間、このフィッシュミールとかかわりまして、高橋康彦さんが商工課長のときにかかわっておりました。それは何かというと、一時市内の水産加工業の期間を限って2年度にわたって施設を貸した時期がございます。一時は買われるのではないのかという時代もございましたけれども、その時期は当時の課長ということで、施設も見せてもらったり、使った後の始末はどうなっているのか、非常にひどい状況なども何度も指摘をしまして、市民の財産である、小樽市の財産である。こんな使い方をしていいのかと、管理の仕方でいいのかということも当時から言っておりました。そんな関係でこのフィッシュミールに関しては、連帯保証人の責任と行政側の責任、この二つをずっと今日まで追及をしてきたわけでございます。

それで、まず連帯保証人というのはいったいどういうものなのかということで、元拓銀の小樽支店長であります、またその後北洋銀行の支店長であります、小樽市の収入役に迎えられました方にぜひ連帯保証人の責任なるものを、フィッシュミールはこっちに置いておいて、今までそれをする中でどういう責任を負わせてきたのか、取り立ててきたのか、その点について聞きたいと思います。

収入役

私は、小樽市にお世話になってだいぶ長くなりますので、だいぶ忘れた部分もあるのですが、債務者、要するに銀行でいいますと借主、その人に対して担保であるとかいろいろなリスクを分散するというか、そんなことで一つに保証人を申し受けるということがありました。ですから、実際には保証人になりましても、債務者が事件というか、事故があったときにやはり連帯保証人の皆さんにそれをカバーしてもらおうというのが、連帯保証人としてやってはおりました。

大島委員

そうなのです。これが普通なのです。そして、そのために債務を払うために場合によっては財産も差し押さえられ、競売にかかり、そしてその責任を果たさなければならないです。これは以前にも小樽市が企業統合を進めた小樽太陽米菓の例を出して話をしたことがございます。太陽米菓も最終的には1,600万円くらいのもので残っておりましたけれども、これはもうあらゆる保証人としての責任を果たしたのだと。そして、なおかつこれだけ残ったのだからやむを得ないだろうということで、たしかこの平成13年の時期だと思いますけれども、損金で帳簿から消した時期があると思います。それはそれで私は保証人の責を果たしているのだからやむを得ない、いいだろうと、これは同意した覚えがございます。

そこで今、フィッシュミールの問題もですが、3月14日、和解勧告に市が応じた。その和解金なるものが1,000万円ということで報告を受けました。

この提訴をしてから今日まで費用というのはどのくらいかかったのか。そしてまた、もしこれからも払うとすれば、それらがどのくらいになるのか、具体的に聞かせてください。

（経済）産業振興課長

けっきょく現在までの訴訟費用についてでございますけれども、まず着手金、公判費用、相続財産管理人の選任申立て費用がございます。約520万円となっております。また、この後は3月14日をもって和解の協議がなされ成立

いたしましたので、今後協議をして成功報酬というものが弁護士に支払われることになると考えてございます。

大島委員

その額を教えてください。

（総務）総務課長

今の金額にあと成功報酬というものが普通であれば支払われると思います。それについてはまだ弁護士と相談しておりませんので、金額は特定できません。

大島委員

その成功報酬なるものは、訴えた 1 億 5,780 万円に対してなのか、1,000 万円に対してなのか。そして何パーセントなのか。その辺のことも全然わからないのですか。

（総務）総務課長

着手金につきましては、総額の金額で計算すると思います。成功報酬ですから、和解された場合は和解金額についてのパーセンテージになると思いますが、まだ弁護士と一緒に話を詳しくしておりませんので、その金額については今のところお答えできません。

総務部長

現在の弁護士との実際の細部の金額については相談をしていませんけれども、一般的にいくと、例えば 1,000 万円ですとだいたい 100 万円程度ということになっています。

大島委員

それは和解金額に対してなのか、あるいはまた訴えた 1 億 5,780 万円に対してなのか、その辺についてはまだ出ていないのですか。

総務部長

最終的には、当初の金額でなくて和解の金額に対してだいたい 10 数パーセントというふうに、これが一般的です。

大島委員

私も関係者がおりましてお聞きしましたら、訴えた金額 1 億 5,700 円に対しての何パーセントというふうに聞いております。そうなるのではないですか。その辺どうですか。

総務部長

先ほど総務課長が申しあげましたように、着手金については訴えた金額に対して何パーセントというふうになっていますけれども、最終的な弁護士料というのを払うのは最終の金額、和解ですと和解の金額に対して何パーセントと、こういう話になります。

大島委員

それで間違いありませんね。確認。

総務部長

はい。

大島委員

それで、今まで公判は何回開かれて、そしてその都度、普通であれば、小樽で訴えを起こしまして札幌から来ますと費用がかかります。その費用というのは今回の場合は 1 回どのくらいなのですか。

（経済）産業振興課長

1 回につき 2 万 1,000 円となっております。

大島委員

合計で幾らですか。

（ 経 済 ） 産 業 振 興 課 長

33回で69万3,000円となっております。

大島委員

そうすると、33回開かれて69万円、プラス着手金、プラス成功報酬、そうすると1,000万円とで和解したといっても、これほとんど帳消しになるのではないですか。この件についても裁判を起こしたときに、初めに和解ありきの裁判でないのかと、そういう代表質問を私はさせてもらっています。私は初めからこのフィッシュミールの1億5,780万円に対しては、市としてはとれるつもり、とるつもり、これは本気でなかったのではないかと、私はそう思っております。それは、以前の代表質問でもそのことは言っております。やはりそのとおりになったのだと。しかも、とうていこの1,000万円というのは市民が納得できるような額ではございません。しかも今答弁をいただいたように、かなりの費用がかかる。そうすると、このフィッシュミールの裁判はいったい何だったのですかと私は非常に腹を立てております。そして、経済常任委員会としてこの問題についてもお話をしました。そして3月14日、このフィッシュミールの問題がラジオで放送されたのです。そうしたら、私がこの問題に取り組んでいるということで知ってる方が、市民の方が、女性の後援者ですけれども、夜電話をくれました。「ラジオのニュースを聞いたけれども、いったいどうなっているのですか、これでいいのですか、こんなことで小樽市はいいのですか。」これは市民の皆さんの気持ちだったと思いますよ。そして、また一方では連帯保証人はほっとしているのではないのでしょうか。ほっとしているのは保証人ばかりでなくて、これで済んだと思っている関係の皆さん方もほっとしているのだらうと私は思っております。いかがですか、この点について。経済部長でない、助役にお聞きします。助役に聞きたい。

助役

今回、こうすることでフィッシュミールの和解を裁判所が決定したということですので、我々は我々の主張をこの33回の審議の中で主張をしてきましたし、また相手側もそういう中でいろいろなことを述べてきて、裁判所の判断ということで今回決定されたわけですから、私どもはこれを重く受け止めたいと、このように思っております。

大島委員

市長。助役がこのようにおっしゃっています。市長は市民に対してこの件についてどのような説明をするのですか。市民に対する説明をお聞かせください。

市長

今回の争点は、うちはいろいろありましたけれども、請求する権利があると。向こう側は払う義務がないと。ここが一番の争いだったですね。それでずっとやってきたわけですが、うちがあかないものですから、議会の議決を得て提訴に踏み切って白黒はっきりさせてもらいましょうと、こうすることで始めたわけです。それで、裁判長の方もいろいろな33回にわたる公判を開いて、そしてまた双方から意見を聞いて、主張を聞いて、最終的に判断をされた。中身を聞きますと、金額はどういう判断をされたかわかりませんが、もう既に7名の連帯保証人のうち4名が亡くなっておりまして、それぞれ相続をされている。3名だけが残っているのです。その中で裁判長が言われているのは、要するに被告の皆さん方の生活の原資の確保も必要でないかと。それから支払能力の問題もあると。そういうことを考慮して、今回そういう和解の勧告をされたということですから、そういうことで我々としては一応我々の主張としては認めていただいたというか、そういうことだと思いますので、これはこういった時点で市民にお知らせするかは別にして、裁判所の判断を受け入れたと、こういうことです。

大島委員

市長、今答弁で7名のうち4名亡くなったと。それぞれが相続されておりますけれども、相続をされていない方がいるのですよ。それは承知をしていてください。亡くなられて関係者が相続を放棄した方もいます。しかし、依然として関係者が亡くなった方の財産を相続しないで現在に至っているところもあるのです。そのことだけは覚え



ておいてください。

それで、磯谷財政部長に聞きますけれども、先ほど議会の理事会のやりとりの話をしました。引継ぎがあるよと。あるのだと、そういうやりとりもございましたけれども、このフィッシュミールに対して、過去に「ない」と言い続けてきた資料に対して、当時の商工課長の磯谷さんでありますけれども、引継ぎのときにどういう引継ぎをしたのか、この点をお聞きしたい。

財政部長

平成 7 年 6 月の異動で、そのときに商工課長になったわけですがけれども、今、逐次フィッシュミールのことについてどういう引継ぎがあったかというお話なのですが、これについてはその当時どういう引継ぎをされたかということは正直いって記憶がないのです。ただ、それは商工課の各係に応じたそれぞれの業務が商工課長の指揮監督、指導監督するべき業務としてありますから、当然その中に当時商工課の指導係というのがあったと思いますので、フィッシュミールについてはそこが担当していたと思います。ですから、そこは当然こういう問題がありますということは、恐らくその時点では私は引継ぎを受けていたと思います。

大島委員

それは、ないということで、引継ぎを受けたと思っているのですか。

財政部長

もちろん関係の書類は保存をしておりましたので、ですからそれは今大島委員がどういう意味で「ない」とかということをおっしゃられたのかというのは私はわからない部分もあるのですが、今思い返しますと、議会の場できちんと例えば理事会とかで正式に要請されて出せるものについては、出していたのではないかなというふうに思いますし、それ以外にもいろいろな場でのやりとりが当時もあったと思いますから、その辺のところでお話が今のところについて触れられているのかなと思いますけれども、一応は議会の方に要請されて提出できるものはしてきた経過があるのではないかと、そういうような記憶は持っております。

大島委員

これはうまく部長は問題をすり替えています。経緯・経過ということで私はずいぶんあなたも 4 年間やっておりますから、その間後半の 2 年については私はずいぶんしつこく資料の要求をしたと思いますよ。それは忘れていないと思います。けれども、「ない」といった資料ですよ。今まさしく、あなた方が「ない」と市民クラブに対して言っていた資料が突然ありましたということで出てきたわけでしょう。そして、それらも裁判で添付されておりますでしょう。本当に探したのかと疑いたくなるのです。私も今 18 年目。あなた方の言う「ない」ということについては、私は非常にそれ以来疑問を今でも持ち続けております。これは磯谷部長だけでなく、職員の皆さんに対して、私は「資料を」と言ったときに「ない」というものについては、本当に今でも非常に疑問に思っておりますし、よく探してくれということも先日言ったばかりです。

そんな思いで、いずれにしましてもこの 3 月 14 日で結審したのですよ。私は、ご承知のように根っからの骨の髄まで商人でございます。判を押した責任、保証人の責任、これは骨の髄までしみ込んでおります。それは先ほど収入役がおっしゃったとおりでございます。それから見ると、この裁判については私も証人尋問なども傍聴に行っておりました。そしてまた当事者、フィッシュミールの方々とも市民クラブでお会いをしまして、お話も聞きました。そうすると、いったい行政というのは何なのだ。これは双方のお話を聞いていましたから、いったいどうなのだということで、過去に今までもいろいろな角度で対比をしながら質問をした経緯がございます。

伺いますけれども、私は弁護士、裁判の費用の問題、1,000 万円の和解金をもらったけれども、それではどうなのだ。この問題についても市民にどう説明をしたらいいのかと、これに非常に疑問を持っておりますし、裁判結果を重く受けとめるということで、先ほど市長からもご答弁いただきましたので、それはそれでやむをえなかったのかなと。

しかし、これから残るものあると思います。関係者の処分です。私はこれだけのフィッシュミールの 1 億 5,780 万円に対する和解金 1,000 万円、しかしその半分以上が裁判費用にかかるということになれば、1 億 5,000 万円以上の損害を負ったと。これに対して私は今までのいろいろなことからいきましても、関係者の処分が必要でないのかなど、そのように思っております。平成 13 年 3 月 15 日、ちょうど今の議会だと思えますけれども、市民クラブの斉藤裕敬議員が質問をしております。市長も関係されていたわけです。「これは処分ということも検討するなどということになったら、みずからも処分するという話になるかもしれない。」これは議事録の抜粋でございます。「けれども、これは勇気を持って襟を正すべきだと思います。市長、いかがですか」と、そういう質問をしております。それに対して、市長は「今直ちに処分ということがあるのかなのかというのは申し上げられないけれども、今後、裁判の経過とか、いろいろの状況を見た中で、そういった問題についても検討していきたいと思います」というふうに答弁しています。裁判の結果が出ました。これについて市長はどのように今お考えになっておられるかお聞かせください。

市長

処分のことですか。一応先ほども申し上げましたけれども、額は別にして我々の主張は通ったわけですよ。それは額はいろいろな裁判長の判断ですから。ですから、こういった過去にこういう裁判の事例があって、職員が処分を受けたという例があるかどうか、そういったものを調べなければならぬですけども、よくそういう実例を調べた上で判断しなければいけないというふうに思います。

大島委員

今、市長、我々の主張は通ったと言いますけれども、この和解金の 1,000 万円で主張は通ったと本当に思っているのですか。再度お尋ねをします。

市長

ですから、さっきも言ったとおり、金額については裁判長の方から双方の主張、立証の状況に加えて、それで被告らの生活原資の確保の必要性もありますと、それから支払能力の点もありますと、そういうのを考慮して 1,000 万円の提示があったわけです。ですから、金額としてはもっと高いものなのだろうというふうに想像しますけれども、1 億 5,000 万円かどうかは別にして、そういったそういう方々のことも考えた上での提示ですから、これはそういう裁判長の判断としては我々としては重く受け止めると、そういうことです。

大島委員

最後ですけども、振り返ってみますと、平成 2 年にフィッシュミールの経理の問題が出て、当時、現市長が 63 年、平成 2 年まで経済部次長でした。これは深くこの整理の問題にかかわってきました。そしてその後平成 7 年から経済部長になりまして、そして私のまぶたの裏に焼きついております当時の商工課長の磯谷課長、今 4 年間にわたる市長の部長時代も含めて、そうするとこれは上司を守るために、「ないないない」と言い続けてきたのかなど、これは私の解釈ですよ。そして、引継ぎがどうだったのだということで、当時の商工課長に、引継ぎ時の話を聞きました。係がいてどうのこうのと私は納得しません。それはなぜかということ、今日の理事会でその引継ぎの問題がたぶん彼らから出てるのです。ところが、引継ぎがあったとしても、今度は経済部次長で平成 12 年度、経済部次長になりました。これは部長は退職されておりますから、その時点で 180 度、360 度態度が変わりまして、共産党の資料要求に対しては実はありましたと、そういうことでこれが提示されているわけです。それが私は非常に言葉は悪いですけども、行政に対する不信の一つの原因になっております。そういうことで、今日はそういうことにもピリオドを打ちたいと。そして、これも長くかかってきたことですから、このフィッシュミールの問題については終わりたいなど。自分の心の中でまぶたの中にすまいをしていることです。出ていっていただきたくなくてきたと、そのように思っております。いずれにしましても、私は市側の完敗だと、このように私は思っております。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

---

上野委員

職員の期末手当について

まず、17年度の予算で職員等に払われる期末手当等の金額を示してください。

（総務）職員課長

17年度予算で6月と12月の期末勤勉手当、これは全会計ですけれども32億6,000万円です。

上野委員

この金額は、例えばどういう形で、現金で払うとかいろいろありますけれども、いろいろ規制があると思うのですけれども、どういう形で支払われるのですか。

（総務）職員課長

現在は本人の了承を得て口座に振り込む形になります。基本的には、地方公務員法の第25条の方で、通貨で払えるということになっているのですけれども、本人の了承を得た場合については口座払いもするというようになっておりまして、そのように処理しております。

上野委員

ということは、現金しか支払う方法はないというふうに解釈されるわけですけれども、私の提案でございますけれども、小樽市にとっては三十二、三億円といったら大きいですよね。これだけのお金がまず市中に出ますからね。これは可能か不可能かはわかりませんが、とりあえず現金で払うけれども、そのうちの3分1は昔、地域振興券というのがございますけれども、それに準じた形で商品券等で小樽市内で使えるものを、やはり消費の展開というのは、小樽市役所が一番大きいのですよ。また、新聞にこの時期になると市の職員は何十億円入ったと、これは絶対出ますよ。平均幾らとかって。笑いますけれども、やはりそのぐらいの思い切ったことをしなければ、なかなか市民も理解していかないのではないかなというので、これは可能か不可能かはわかりませんが、考える一つの方法論として3分の1は小樽の商品券にして、小樽市内のいろいろなところでそれを半年間にわたって買物ができるとか、そういう意思表示をすとか、これは全国に珍しい事例というか、ないと思いますけれども、率先してこういうときだからこそ、やってはかがかというような、無理な提案でございますけれども、これは市長に聞きません。総務部長、答弁願います。

総務部長

委員の提案でございますから、真剣に考えたいと思いますけれども、なかなか先ほど職員課長も申し上げたように、通貨で支払うというふうになっていますので、それを変えて地域振興券的なものをというのは、ちょっと難しいと思います。先ほど冒頭で言いましたように、委員の提案ですから。難しいと思いますけれども。

上野委員

ご検討ください。

議員の定数減について

もう一点でございますけれども、毎日、新聞を見ていると、後志管内でも各町村が14人の議員がいるところを10人に減らしたとか、いろいろ小さい村でも町でも議員の定数ということが、そういうのが我々も議員でございますので、目に入るのです。今のところ小樽市にはそういう話は、私の耳としては聞いてございませんけれども、先般も一般質問で私の思いとして質問いたしましたけれども、市長に1点だけ、議員定数減とか、市長の考えを端的にお答えください。

市長

今お話があったように、各地区で議員定数の見直しあるいは報酬の見直しが新聞報道されております。定数の問題につきましては、ぜひ議会の中でじゅうぶんご議論いただきたいと思ひますし、報酬の問題につきましては、これは我々三役、それから議員も含めて報酬審議会で一応答申をいただいて決定させてもらっていますので、高いか安いかはまた別にして、一応そういう報酬審議会の中で額を決定されております。我々三役の方は報酬審議会で決定されておりますけれども、自主的に返納しているという、そういう状況でございますので、議員の方はどうふうにされるか。ただ、私も議長にちょっとお話を申し上げましたけれども、こういう厳しい財政状況の中で議会としても議会費総枠によってご検討いただきたいということについては話はしております。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6 時 25 分

再開 午後 7 時 00 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

新谷、北野両委員より別紙お手元に配布のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

新谷委員。

新谷委員

日本共産党を代表して議案第 1 号の予算修正案を提案し、趣旨説明を行います。

景気の低迷、市税収入の落込みと三位一体の改革の影響も受けて、市財政はたいへん厳しい状況です。こういうときだからこそ、無駄な支出を抑え、市民の生活を守るという地方自治体本来の役割を果たすべきです。

今回の修正案は、新年度から新たに市民負担がかかる家庭ごみの有料化、使用料の負担分を認めず一般会計の赤字予算額 3 億 9,000 万円を圧縮することに努めました。厳しい高校生の就職状況を打開するため、高校生 20 名の臨時職員の採用をします。今議会でごみの有料化に対しても与野党とも低所得者対策が必要だという議論があったことから、ふれあいパスの低所得者対策を行い、不況から商店や事業所の経営を守るため、駆け込み緊急貸付資金の創設をして、市民の暮らしを応援します。石狩湾新港への税金投入や父母の反対の強い小学校適正配置関係予算を削り、平成 11 年以前の土地開発公社所有の土地を売却するなどをして財源に充てます。

修正の結果、負債は 2,720 万円減らし、赤字予算分は 3 億 1,872 万 4,000 円に圧縮して、7,292 万 1,000 円になります。昨年度さまざま行われた市民サービスカットについては、財政再建をしつつ戻していくという展望を持ちながら提案するものです。

詳しくは本会議で述べます。

委員長

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

共産党を代表して、反対の討論を行います。

我が党提案の議案第 1 号に対する修正案は賛成、原案反対、議案第 2 号ないし第 11 号、第 14 号ないし第 19 号、第 22 号、第 23 号、第 31 号、第 35 号及び第 40 号には反対、付託された請願第 4 号については願意妥当採択を主張する討論です。

まず、平成 17 年度の予算についてでありますけれども、昨年度に続いての空財源 3 億 9,000 万円で帳じりを合わせるとの予算が出ました。市長が昨年より赤字額を大幅に縮小しての予算となったと、いくら説明しても去年に比べ 50 億円も予算規模を削減してのことであり、当初予算同士を比較すること自体、どういう意味があるのでしょうか。昨年度の空財源 19 億 1,000 万円は、いったい幾ら縮小されたか。2 億 9,000 万円に過ぎません。だから、平成 16 年度の決算見込赤字額は 16 億 2,000 万円ということですが、平成 17 年度の赤字予算額 3 億 9,000 万円を足せば、20 億円を超える赤字となって、19 億円の赤字が縮まるどころか逆に赤字が増大をしています。平成 16 年度まで健全化の取組で歳出削減、人件費も削減、歳入増で 22 億 6,000 万円生みだし、市民、職員に負担をかぶせたにもかかわらず、繰上充用などを考えれば、小樽市の財政はより深刻になっているわけです。なぜ、市民と職員に本年も入れれば 40 億円近い負担をかぶせながら、財政を好転させられなかったのか。それどころか、この議会中に示された財政再建推進プランによれば、このまま推移していったら、5 年後には赤字が 127 億円にも達すると。こうなると、いったい協力した市民に対して、なぜそうなるのか理由を説明しなければなりません。赤字再建団体に転落しないために、80 億円をはるかに超える財源を生み出さなければならない。理由も言わずにそれに協力しろと言うだけでは、市民は納得しません。ですから、この 88 億円を生み出す財源の表も再建プランに書かれていますが、まだ当ての無いのが 7 億円余りあるわけです。これらにつきましては、本会議で詳しくやりたいと思います。

以下、修正案に対する賛成討論並びに反対した補正予算と条例案についても本会議でやります。また、市政全般にわたる問題として適正配置計画など、つばさに討論しなければならないことがあります。今ここでやったら皆さん方から恨まれますので、今日はやめて本会議できちんとさせていただくということで、理事会の空気も察して討論はここで終わります。

委員長

公明党、斉藤陽一良委員。

斉藤（陽）委員

公明党を代表して討論をいたします。議案第 1 号ないし第 26 号、第 30 号、第 31 号、第 33 号、第 35 号、第 36 号、第 40 号及び報告第 1 号、請願第 4 号について、議案は可決、報告は承認、請願は不採択の態度を表明いたします。なお、ただいま上程された修正案第 1 号については否決といたします。詳しくは本会議で述べます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第 4 号について、採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、請願は不採択といたします。

次に、議案第 2 号ないし第 11 号、第 14 号ないし第 19 号、第 22 号、第 23 号、第 31 号、第 35 号及び第 40 号について、一括採決します。

可決と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、議案は可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と報告は承認と、それぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員長としての役目を全うすることができました。これも北野副委員長をはじめ、委員各位と市長はじめとする理事者の皆様方のご協力によるものと深く感謝をいたします。意をじゅうぶん尽くしませんが、委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって、閉会いたします。